

総務建設常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成28年11月4日 午前 9時00分 開会 午前 11時58分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	片野哲生委員長 奥津勝子副委員長 玉虫志保実委員 高橋英俊委員 鈴木京子委員 渡辺順子委員 吉川重雄委員
4 傍聴議員	坂田よう子議員 竹内恵美子議員 関 威國議員 二宮加寿子議員 清田文雄議員
5 説明員	中崎町長 栗原副町長 仲手川政策総務部長 大槻総務課長 齋藤副課長兼総務法制係長 二梶木都市建設部長 笹山建設課長 露木副課長兼道路整備係長 西海道路管理係長 青木下水道課長 竹内副課長兼下水道業務係長 近藤副技幹兼下水道整備係長 岩崎産業環境部長 由井産業観光課長 宮崎副課長兼観光推進係長 磯崎主任主事 露木みなと推進係長 勝田主事 加藤財政課長 曾根主任主事
6 職務のため出席した職員	局長 増尾 克治 書記 波多野 昭雄
7 協議等の事項	(1) 大磯町職員の給与に関する条例等の一部改正について (2) 大磯町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について (3) 町道の認定について (4) 平成26年度汚水枝管整備工事(その1-10)に係る損害賠償について (5) ポートハウスてるがさきの指定管理者候補者の選定結果について (6) 「新たな観光の核づくり」プレゼンテーションについて (7) その他
8 その他	一般傍聴者 なし

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 おはようございます。

定刻になりましたので、行いたいと思います。

ただいまの出席委員は5名でございます。高橋委員はちょっと遅れるということ、鈴木委員は連絡が取れない状況でございます。

それでは、これより総務建設常任委員会協議会を開会いたします。

お諮りいたします。

ただいま一般傍聴の希望がありませんので、希望があった場合には、これを許可いたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認めます。

それでは、初めに町側から挨拶をお願いいたします。

○町長【中崎久雄君】 おはようございます。

寒くなりまして、皆さん起きるのがつらいか、ちょっと議会の時間が。

議題も多く御迷惑をおかけしております。

ありがとうございます。

今日は、6つございまして、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 御苦労さまです。

直ちに、本日の会議に入ります。

会議次第は、お手元に配布したとおりでございます。

本日は、議題が6件ありますので、よろしくお願いいたします。

議題(1) 大磯町職員給与に関する条例等の一部改正について

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 それでは、議題の(1)「大磯町職員給与に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

それでは、送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いしますが、ポイントを具体的に、わかりやすく説明してくださるようお願いいたします。

それでは、よろしく申し上げます。どうぞ。

○総務課副課長兼総務法制係長【齋藤永悟君】 総務課・齋藤です。

それでは、12月議会定例会に提出を予定しております、大磯町職員の給与に関する条例

等の一部改正について、資料に基づきまして説明のほうさせていただきたいと思います。

それでは、説明資料の1ページをお開きください。

初めに、改正概要になります。今回の改正につきましては、平成28年8月8日に発表されました人事院給与勧告の内容を踏まえまして、大磯町職員等の給料月額及び勤勉手当の支給月数の引き上げを行うために、規定の改正を行おうとするものでございます。続きまして、改正内容になります。今回の条例改正では、大きく2つの内容についての改正を行うことを予定しております。

まず、1点目は月例給の引き上げについてでございます。月例給の引き上げにつきましては、国家公務員の俸給表における改定を準用して改定を行う予定でございます。具体的には、一級の職員、主に新採用職員が該当になりますけれども、その初任給を1,500円引き上げるとともに、一級以外の若年層、おおむね30代前半ばぐらいの職員になりますけれども、その職員につきましても、同程度、1,500円の引き上げを行おうとするものでございます。その他の職員につきましては、400円の引き上げを基本に改定を考えております。また、特定任期付職員、現在、その職員はおりませんけれども、その職員についての給料月額につきましても、給料表1の引き上げを踏まえまして、改定を行おうとするものでございます。なお、全体の給料表の平均改定率は、国が求めております0.2%を予定しております。

続きまして、2点目はボーナスの引き上げについてでございます。現行のボーナスの支給月数4.20月を0.1月分引き上げ、4.30月に改定しようとするものでございます。資料に記載してあります表は、6月と12月のボーナスの支給について、28年度と29年度以降の状況をあらわしたもので、今回改正する0.1月分の引き上げは、28年度につきましても、12月期の勤勉手当に0.10月プラスして、現行の0.08月から0.90月とします。また、29年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当につきましても、それぞれ0.05月プラスして、0.80月から0.85月に引き上げを行うことをあらわしております。

続いて、3点目になります。改正を行おうとする条例についてでございます。月例給及びボーナスの引き上げに伴い、改正が必要となる条例は、3つの条例になります。まず、1つ目が事務職員、技術職員、消防職員及び技能労務職員の給料表について規定しております「大磯町職員の給料に関する条例」、2つ目は、幼稚園教員の給料について規定しております「大磯町立幼稚園の教育職員の給与に関する条例」、そして3つ目は、特定任期付職員の給料について規定しております「大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例」となります。以上が、12月議会定例会に提出を予定しております大磯町職員等の給与に関

する条例の一部改定についての概要になります。説明は簡単でございます以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、御苦労さまです。本議題は、12月の議会定例会に提出が予定されておりますので、特に質疑ある方は挙手をお願いします。

なし。ございませんね。

吉川委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 一応ですね、理由が、いつもこういうふうな理由があるんですけども、国が国家公務員のを上げるとか下げるとかいうと、必ずそれに準じてやらなきゃいけないっていう何かがありますか。それだけちょっと確認しておきたいんですけども。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どなた。どうぞ。

○総務課副課長兼総務法制係長【齋藤永悟君】 総務課・齋藤です。お答えいたします。

地方公務員の給与につきましては、原則、国家公務員の給与を準ずるという形に定められておりますので、それに基づきまして、人事院給与勧告の内容に基づきまして、地方公務員のほうも給与の改定を行っているものになります。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 それは、法律に基づいてるわけですか。

○総務課副課長兼総務法制係長【齋藤永悟君】 総務課・齋藤です。

法律で明確に定められているってわけじゃなくて、運用というか通知の中で、基本的には国家公務員の給与を基に、地方公務員の給与を設定するような形で決まっておりますので、そのような形の対応になります。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 なぜ、それを聞くかっていうと、いろんな面で地方分権というふうな言葉が出てから久しいわけですけども、何か給料とかそういうことについてだけ、常に国家公務員の給与改正、人事院勧告があったからというふうなことは何かお題目のようにならわれていると、本当にそれでいいのかなということ、ちょっと感じるんですよ。国民の、町民の立場からすると、そんなのおかしいんじゃないの。お金がなかったら、町のほうだって、上げるべきものも上げなくても、下げることだって考えてもいいんじゃないのというのは、通常、町民の感覚かなというのを感じるんですよ。

ね。その辺のところ、ちょっと確認をしておきたいなど。いまのような感じだと、法律にそういうものもないんだよね。ないわけですので、その辺のところは、何かかわいそうだなという感覚で物を考えるんじゃないかと、本当にそれが、上げることが正しいのかとかいうふうなことをやっぱりちゃんとやったほうがいいなど。常に、いままでずっと私も行政とか議員としてやってきたけど、何かこれがあると、すべてそういうふうな形の中で、何でもかんでも上げるとか。下げることもあるかもしれませんが、下げることっていうのはあんまりないんだよね。ただ上げることだけっていうふうなところが多々あるわけですが、そうすると、私の立場から考えると、優秀な人材、能力のある方は評価として上げるのはいいですよ。ところが、なんでも平均して、平等に上げるなんていうのは、僕から言わせればとんでもないやり方だなというふうに思っているの。ちゃんとした評価があって、じゃあ県職員である学校の公務員は、県はどういうふうに考えているかわかりませんが、県の職員が上がったら上げる、例えば、小学校の教員とか中学校の教員なんかは、県のほうからあつせんってわけですから、そういうときには言ってみれば、上げたり下げたりは町のほうの感覚はないわけですよ。そうすると、すごく矛盾を感じるの。昨日も、郷土資料館の開園式で言ったけれども、法律があるからって、それに準じてやるのは本当にいいのかなというふうなことをちょっと感じるころもあるんですよ。町の財政って、お金が足りなければ、足りないよ。十分に満たしていて、職員が業務に一生懸命やってきて能力として上げてあげると。これ、評価があるわけですよ。人事評価ってあるわけですから、そういうふうなことでやればいいことであつて。人事院なんて、僕から言わせれば、地方の職員の大磯町職員の勤務状態なんてわかるわけじゃないんですから、はっきり言って。どこまで人事院がわかっているのかわかりませんが、国家公務員とかいうのは、人事院が調べたりなんかしているんでしょうけれど、県だとか町だとか村だとかの職員について、どういうふうに調べているんだか、その辺のことは確認したことがありますか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】　どうぞ。

○総務課長【大槻直行君】　総務課・大槻でございます。いま、吉川委員のほうから、る御質問ございましたけれども、まず、人事院勧告でございますけれども、人事院勧告につきましては、毎年人事院のほうで全国の民間企業のほうと国家公務員との差額を調査した中で、今年度、3年連続での引き上げっていうのは今までかつてなく異例のこととございまして、当然引き上げがあるということは、その差が逆転していれば引き下げがあると

ということで、過去にも総合的な給与の見直し等ありまして、東日本大震災にかかわる財源の確保等で、25年度、26年度と引き続き2年にわたって大幅な引き下げを行ってきたところでございますが、ここ3年連続で民間との差があるということで、引き上げの勧告が出てございます。それに基づきまして、総務大臣あるいは総務大臣副大臣のほうから、地方公務員についても国家公務員と同じように取り扱うことというような通知が来ておりまして、それに基づいて、地方のほうも行う予定でございます。なお、ほかの団体等どうかということで、大磯町については人事委員会ございませんので、当然神奈川県内の人事委員会あるいは相模原、横浜等の人事委員会の動向等も調査した上で、総合的に結論を出しているような状況で、これは毎年ほかの人事委員会があるところは確認をしておりますが、大磯町については人事委員会ございませんので、その辺の神奈川県内の様子あるいは国のほうの様子を総合的に勘案した上で、見直しのほうを進めているところでございまして、もう1つは、人事評価のお話もございましたが、平成28年から人事評価のほうも法改正がございまして、地方公務員法のほうに明確に明記されたところで、大磯町についても昇給・昇格に伴うものは人事評価で行うという形で、いま事務を進めているところでございまして、この給料表については、この人事院の勧告に基づいて給料表を見直すということで、ほかの機会では見直し等は行ってございませんので、やはり私どもとしても、このベースになる給与表についての見直しについては、この人事院のほうを基にしてやらせていただいているような状況でございまして、その辺で民間との差があるということでマイナスについてもやらせていただきますが、プラスについてもそういう結果が出ればそれに基づいてやらせていただきたいという考えでございます。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

あの議案ですから、あまり。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 議案じゃないよ。

俺、議長だからさ、これ、やっぱり確認をしておきたいじゃないですか。

委員長それで許していただけませんか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 僕が非常に不審に思っているのが、内部の評価について、非常にある面でいいかげんなんですよ、はっきり言って。それは事実、私もそこに関係していたから、わかるんです。要は、みんな同じような評価で、マイナスを

評価するっていうのはほとんどいないの、はっきり言って。そんな評価は信じられないんですよ、僕から言わせると。第三者が評価するなら、まだわかるの。行政の職員というのは、評価しづらいですね。ある面では。でも、内部の評価がすごく甘い、はっきり言って。ほかの町は知りませんよ。僕が経験した中だと、大磯町の評価なんて、ほとんどなれ合い。はっきり言って。そういう中で、やってること自体がやっぱり問題があるなどというのは感じるんですよ。ということと同時に、いま話が出たけど、民間との差があるのかないとか言ってるけれど、民間は一生懸命自分たちが努力して、その結果として、増益、利益が上がったらボーナスとして出すとかいうのは、これは当たり前ですよ。行政というのは評価がなかなかできませんから。僕に言わせれば、人事院勧告そのものが、やっぱりいまはもうおかしいですよ、はっきり言って。そんなもの地方のことはどこまで調べてるの。じゃあ聞くけれども、大磯町の人事評価について人事院に報告してありますか。そんなことないでしょ。報告してあって、じゃあ大磯町はこうだからこういうふうなことで、上げざるを得ないなど。人事院なんていうのは、全国平均のことをやっているようなもので、個々のことについてはほとんどわかってないはずですよ。民間の差ってどこまで調べてるんだかそれもわかりませんよね。民間の差。民間が利益を追求している形ですから、利益が出ればプラスになるし、出なければマイナスになると。これは、わかるんです。でも、行政ってそうじゃないでしょ。勧告があるから、全てやらなきゃいけないってのはすごく前から感じていたの。矛盾というか。私の中でですよ。ほかの議員は知りませんよ。役場が言うから、みんな賛成しようというふうなことでやってるやる人もいるからしませんけど、それはそれですけどもね。いずれにしても、その辺のところは、はっきり言って、やっぱり考えてやらないと、ただ上げるのが当たり前だなんていう勧告に基づいてやるのが当たり前、じゃあ勧告で言われてるんじゃ、言ってみれば、議案なんて出す必要ないじゃん。勧告が出たから上げる、下げるんだというならば、条例なんか必要ないでしょう。議案としてやる必要ないじゃないですか。私は、すごくその辺の矛盾を感じているの。その辺を、しっかりとやっぱりやってほしいなというところは言うておきます。その辺のところは、条例として出されれば、議員 14 人がどういう判断をされるか、それはそれですけども、町民から見たら、すごくおかしいなという感じは受けると思いますよ。ですから、その辺のところは言うておきますけれども、いずれにしても、その辺のところの矛盾を感じたり、おかしいなというところは発言をしておきますので、何かあれば、またその辺のところは疑問点を解消していきたいというふうに思っておりますけれども、一応そういう

ふうなことを感じておりますのでね。言ってみれば、上げるなら上げるだけの効果を出すような形をしっかりとやってほしいの。勧告があるから当たり前だなんて、言ってみれば、適当にやればいいやなんていう仕事やられたら困るんですよ、はっきり言って。税金だから。いいですか。自分で汗水流して稼いだお金をもらうってなら、まだわかるんだよ。行政なんていうのは僕から言わせると、仲間意識が強くて、評価なんかすれば、何か問題があった人物でも、評価がまったく同じでみんなプラスなんだよ。それを経験しているから言うんですよ、はっきり言うと。その辺のそこは、しっかりした上でやらないと、こういった形の中で、ただ出せばいいやと、それで議員も多数の人が賛成すれば上がるんだという形でやられると、税金がそんな形で使われているのかということになりますよ。そういう点を、しっかりと頭の中に明記しながら考えてほしいなというふうに思っています。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】　どうぞ。

○政策総務部長【仲手川　孝君】　政策総務部長・仲手川、お答えいたします。

確かに、給与の関係は皆さんの税金を充てているわけでございますので、しっかり運営をしなければいけないいけない、そのように考えております。今回の人事院勧告に基づく、民間でいうベアのアップ、やはり公務員につきましては、労働基本権が制約されてるという関係で、交渉で上げることができない。ですから、それにかわるものとして、人事院が全国 50 人以上の企業を対象に差額を比較して、勧告するという内容になっております。町も基本的には、当然職員の権利も守らなければいけないってことで、それに基づいてやってるわけでございますけれども、当然のごとく、いま吉川委員が言われるように、かつて、非常に苦しかった時期は独自に引き下げをしたというようなこともあります。そういった関係もありまして、現在、大磯町の職員のラスパイレル指数という国家公務員との比較でよりますと、91%いくかいかないかという内容、乱暴な言い方しますと、1割近く、同じような国家公務員よりも低いと。これは神奈川県下でも、うちより下にいるのは真鶴だけです。要は、神奈川県全市町村の中でも下から2番目の給与水準になっていると。そういった内容でございますので、これは、今回わずかな勧告のアップでございますけれども、ぜひこの内容で今後やっていきたいと、そのように考えております。もう1点、委員から御指摘いただいた今回のベアとはまた別に、昇給の関係は、大磯町は早くから評価に基づく昇給をやっております。これは町に限らず、評価に基づく昇給制度は各自治体、町のホームページ、市のホームページ等でも公表されております。大磯町は比較してみます

と、よそは一律に上げているところも多いですけれども、町は昇給されない職員も何人か出ております。また、一般の職員よりも昇給が低い職員も出ているという状況で、実際には、同じ同期の職員でも給与にかなり差がついているというような状況でございます。これは、かなり、町はよその自治体に比較して、積極的に一生懸命やっている職員は上げる、そうでないちょっと努力の足りない職員はあまり上げないというところは、よそに先んじて導入しているというような実情がございますので、こちらにつきましても御理解をいただきたいと、そのよう考えております。

以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかにございますか。

鈴木委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 私も、いまの部長の答弁内容で確認をしたいことが1つあります。ここに「大磯町職員の給与に関する条例」というのがありまして、別表第1のほうは昇給の関係で、再任用以外の職員で、ここでいきますと、120の表があります。ですから、評価についてはこういった表に基づき評価をして、いま部長が答弁されたように、昇給が普通だったらするところが、評価が低くてできないという人もいるということで、給与の改正内容の(1)のアのほうについては、平均改定率は0.2%けれども、それが一人一人については評価に基づいて、もとは上がるけれどもということなんですかね。それから、また評価によっては、もとは上がるけれども、そこで上がらない人もいれば、もしかしたら下がる人もあり得ると、そういう理解でいいですか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○総務課長【大槻直行君】 総務課・大槻でございます。お答えさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、あくまでも給料表の見直しでございますので、評価とは別でございます。ですから、評価は評価で、今年の4月から新しい制度になりましたので、それに基づいて評価をいたします。ですから、それとは別に、評価もそうなんですけど、先ほど部長が言いました、ベアの部分、ベースの部分の給料表を今回見直すということで、その表を見直すことによって、いま鈴木委員がおっしゃったとおり、上がる職員というのは、その表に基づいていくらか上がる。全体の今回の見直しで、平均改定率0.2ですから、20%くらい、いくらか上がると。来年の4月からですね。そういう形で考えてますけれども、評価はまた別でございますので、その実績に応じた昇給率で計算をしていきますので、今回この条例とは別物でございます。あくまでもベースとなる給料表を見直すということで

ございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 いいですか。ほかには。

渡辺委員。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 よく4月にさかのぼってとかやることあるんですが、今回はどうなんでしょうか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○総務課副課長兼総務法制係長【齋藤永悟君】 総務課・齋藤です。お答えいたします。

今年度の改正につきましては、遡及適用という形の対応ではなく、給料表については新年度、29年4月1日からの給料の支給に適用、ボーナスにつきましては12月1日が基準日になりますので、12月の改正でということで対応をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 いいですか。どうぞ。

○政策総務部長【仲手川 孝君】 政策総務部長・仲手川、お答えいたします。

確かに、国の勧告、人事院勧告は今年の4月にさかのぼって引き上げるというような勧告が出ています。ただ、これにつきましては、先だって町のほうでも政策会議等で議論した、これはまさに議長の言われるような町の財政状況もありますので、さかのぼりはしないということで町の職員に関しましては、国よりも1年遅れて来年度の4月の適用という形でやろうというふうに考えております。

以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかにございますか。

なければ質疑を終了します。

議題（2） 大磯町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 次に、議題の（2）「大磯町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

それでは、送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いします。わかりやすく具体的に言ってください。だらだら言わないで。

○建設課道路管理係長【西海誠一君】 建設課・西海です。

それでは、説明させていただきます。

大磯町道路占用料徴収条例の一部を改正するに当たりまして、占用料制度の概要につい

ては道路法第 39 条におきまして、道路管理者は道路占用につき占用料を徴収することができるとされております。また、占用料の額及び徴収方法は道路管理者である地方公共団体の条例で定めるとされております。今回の条例改正につきましては、平成 26 年 4 月に国土交通省が、国管理道路に関する所在地区分や額の見直し等の政令改正に伴いまして、神奈川県においても平成 28 年 4 月に道路占用料徴収条例の改正を行いました。この主な内容改正につきましては、これまで占用料の額を市と町村の 2 つの所在地区部に分けて定められておりましたが、各市町村の固定資産税評価額の地価の平均に第 1 級地から第 4 級地の 4 つの区分に所在地区分を細分化しまして、全国の市町村がどこの区分に該当しているかを定めております。大磯町は、横須賀市、小田原市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、葉山町、二宮町、大井町、開成町、真鶴町、愛川町と同じ第 2 級地に該当しております。また、占用料の額の算定におきましても、固定資産税評価額等を基礎として算定しているため、これを直近のものに改める見直しを行っております。大磯町におきましては、平成 17 年度と平成 24 年度に占用料の改正を行いまして、この改正の際に、占用物件の単価設定については神奈川県 of 占用料徴収条例の単価を準用し同一に設定しておりますので、第 2 級地で区分されております占用料の額と同一のもので占用単価の改正を行うものであります。また、県条例の改正に合わせて、町条例の字句の訂正も行います。なお、施行日につきましては、平成 29 年 4 月 1 日からと考えております。

以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 もっとゆっくりね。（「すみません。失礼しました。」の声あり） 皆さん、わかりましたか。

それでは、これより質疑に入りますけれども、本議題は 12 月定例会に提出予定となっておりますので、質疑のある方は挙手をお願いします。

吉川委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 いまの説明の最初のほうで、町が独自で決めてもいいというふうな話がありましたよね。そうすると、いま、どこの市とか町とかいうふうに出して説明されましたけれども、逆に言って、そういうふうに該当していない町って、神奈川県内の中でどことどこなんですか。ちょっと教えていただけますか。逆にさっき、いろんなどころずらずらと言ってましたけれども、要は、県内で町とか村、そういう中でどういうふうな形で入れられているのか、その辺のところは他のやり方をやっておられるということなんですよ。その辺のところ、ちょっと教えていただけますか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○建設課長【笹山隆二君】 建設課・笹山です。お答えいたします。

まず所在地区分の関係のお話になりますけれど、今までは、神奈川県条例に準用させていただきまして、市と町村の2区分で単価設定で神奈川県条例でされておりました。今回、国の政令改正に伴いまして、神奈川県条例で第1級地から第4級地までの4区分で細分化されました。その中で、大磯町は第2級地に属していることとなります。その中で、第1級地として主だったところを述べさせていただきますと、平塚市、鎌倉市、藤沢市。第2級地が、大磯町のほかに、横須賀市、小田原市、三浦市、秦野市、こういったところとなります。第3級地が、中井町、松田町、箱根町。第4級地が山北町、清川村。神奈川県下を4区分に神奈川県条例のほうで定めてございます。いままで大磯町につきましては、平成17年度から、大きく条例改正をさせていただいたときに、神奈川県条例を準用させていただきまして、単価の設定をさせていただいております。近隣市町の状況といたしましては、独自で占用料を算定されているところもございます。ただ、大磯町につきましては、17年度、24年度の改正の際も神奈川県条例の単価を準用させていただきまして、条例改正させていただいておりますので、今回こういった細分化もされたこともありまして、県の条例に合わせて単価設定をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 いまの説明だと、第2級地の中に入っているのは全部市ですね。小田原市とかが大磯と同じような算定基準とっているところというふうに言ったんですけれども、3級地と2級地との差はどういうふうなところで、何が違うの。金額的な差とか、そういうのはどういうふうになっているんですか。その辺のところを教えてください。それと、独自に算定していいというふうなことを言われているのに、県がやっているからそれに倣っているという、そんな楽なことないんじゃないの。もっと苦労してくださいよ、はっきり言って。独自のものを算定するというふうな考え方はないの。要は、うちの町は特色のある町だから、こういうふうには算定するよというのが誰でも町民でも納得できるのかなと。上げればいいのか下げればいいのかという問題じゃなくて、その辺のところ、独自に算定しているところがあるというのは、じゃあ独自のところはなんでそういうふうには算定しているのかなというふうなことを聞きたいの。大磯町の場合は、県の算定基準に合わせてやっている。非常に、なんかそれを聞いているだけでなんでもっ

と苦労しないんだよと。県のところで倣って算定しているだけなのと。そんなの僕から言わせると、説明にもなっていないし、何でそんなことやるんだというふうなこと。高くなるのか安くなるのか、それは知りませんよ。知りませんが、その辺のところ、まず考え方ですよ。ほかのところはどういうところが独自に算定しているの。この神奈川県内の町村で。何でそういうふうになっているのかを、その理由がわかれば教えてください。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】　どうぞ。

○建設課長【笹山隆二君】　建設課・笹山です。お答えいたします。

第2級地、先ほど、主だって説明したところは市でございましたけれど、町で言いますと、大磯町のほかに、葉山町、二宮町、大井町、開成町、真鶴町、愛川町になってございます。こちらが第2級地に属してございます。それと、独自の単価というお話でございます。御説明で申し上げたのは、道路管理者である地方公共団体の条例において、占用料の額を定めることができるということでございます。近隣、いろいろと調べてございますけれど、やはり基本となってくるのは固定資産税の評価額等になってございます。その中で、ある程度、国の政令改正において、算定根拠というのが示されてございます。それを大磯町の場合ですと、神奈川県条例に準用させていただいておるわけですが、どうしてかといいますと、背景につきましては大磯町内が県道に囲まれてございます。相模原大磯・公所大磯、こういった県道に隣接している兼ね合いもありまして、いままで県道と附属して町道が付いてるような形のところが多く見受けられますので、県の条例単価を採用させていただきまして、大磯町の占用料単価というふうな形で条例改正していた経過がございます。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】　どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】　いまの説明を聞いていると、独自で算定しているところはどこだということ質問しているんですよ。要は、独自で算定することによって、県道に接しているとか国道に接しているとか。要は、県道に接しているとか市道に接しているとかいうふうなところも当然あるわけだけれども、町道だよ。これは条例ですから、町道とかそれはないんですよ。ただ、道路の占用料徴収という、もう一度その辺のところ聞きたいんですけども。道路の占用だから、県道とか町道とか国道とかに接しているとか云々じゃない。固定資産税の評価という話、いま出ましたよね。そうすると、固定資産税の評価は、例えば二宮と比べて、平塚と比べて、うちの場合はどうなんで

すか。高いのか安いのか。同じところじゃないから、評価の差っていうのはなかなかわかりづらいんですけど。じゃあ県道に接しているところはいくらなの。じゃあ二宮も県道に接しているところがありますよね。国道とかも大磯と同じような平塚もまったくそうですよ。その辺のところの差はあるんですか、ないんですか。それで、そうになると、今度、平塚市とか二宮町は占用料の改訂は行うというふうな情報は得ていますか。得ていませんか。それを聞かせてください。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。建設課・笹山です。お答えいたします。神奈川県条例に準用して、今後占用料の改正をするのではないかといいところは、平成28年、今年1月現在の近隣市町の聞き取りで調査をさせていただきましたところ、具体的に改正時期っていうのは明確ではないんですが、県条例に準用させていただいているのは小田原市、逗子市、秦野市、伊勢原市、綾瀬市、箱根町、こういったところがある程度、県の占用料の条例単価を採用させていただいてるっていう話は聞き取りで把握してございます。それと、具体的に固定資産税の評価額を、大磯町を考えまして、二宮町、平塚市との比較とかいうのはしてございません。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 ございますか。どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 ちょっとさ、俺の言っていることに答えていると思う。これは非常に分からないんだよ、いまの答弁だと。要は、占用料をいつ、ほかのところが出すのか出さないのか。要はなぜ、そういうのかということを使うかというのと、大磯町だけが上げたり下げたりとか、条例を変えるっていうのは、何か違和感を感じるので、道路っていうのはみんな通じているんだよな。どこだって、平塚だって二宮だって通じていますから、その辺のところ行政単独で独自でやってもいいというのはわかるんだけど。でも、そういうふうなところで、道路っていうのは通じているわけですから、その辺のところを考えると関係する隣接の自治体についてはどういうふうにして、それを出されているのか出せるのか、どの程度のアップを考えているのか、占用料の改正ですから。その辺にそこをちょっと情報として聞かせてくださいよ。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○都市建設部長【二挺木敏行君】 都市建設部長の二挺木でございます。

先ほどお話をいただいたように、級地区分というのは、いままでは市と町村の2種類しかなかったんだけど、4種類に分けて大磯町は2級地に入ったという説明を申し上げ

げておりますけれども、これ国も同じです。国の占用料がそういう形にしたので、県はそれに準じまして、国が市町村の固定資産評価額を踏まえて区分した1級地から4級地の区分に変えていますので、国も県も、ここで町も変えようとしているところも2級地という扱いになってきます。それで、大磯町のほうは、神奈川県単価を準用して占用料設定していきたいという説明をいまさせていただいているところで、この占用料につきましては、先ほども御説明申し上げましたように、各市町の条例で定めることになっておりますので、私どもがいま確認している段階では、平塚市は改正を行わない、二宮町についても今のところは考えていないという状況なので、固定資産の評価額は国も県も変わっているということでは変えるんですけれども、市町村によって独自のものを持っているところは変えないところもあります。ただ、大磯町の場合は、先ほど課長からも説明申し上げましたけれども、県道の周り囲まれているところで、県道の単価と大磯町独自の単価と違ってきても、占用企業者にとっては不都合が生じたり、あるいは、変えるタイミングがどこで評価額が変わったから変えるということではなくて、県と合わせておいたほうが、県のいろいろな資料から改正を行ったものに対して、町も同じように変えていく。これでいままでもきておりますので、そのほうが企業者にとってもわかりやすいという状況の中で、今回改正の提案をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 独自でやってるところはどこか聞いてるの。

どうぞ。

○都市建設部長【二挺木敏行君】 再度申し上げます。先ほど、課長のほうから答弁させていただきましたように、逆に、全部基本的に合わせて考えているというところが小田原市、逗子市、秦野市、伊勢原市、綾瀬市、箱根町が、県が変えたら一緒に変えていく予定だという聞いてます。そのほかのところは、県が変えたのをあわせて、うちのほうはここで1年遅れであげさせていただいておりますけれども、どこかのタイミングまでもう少し待つとかますとかそういう形で、そういうところは独自という形になってきますので、県の単価に必ずしも準用しているわけではないという形になるかと思えます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 さっき、独自でやっているところがあるという答弁されたでしょう。だから、どこですかということを知っているんじゃない。それにつ

いて答えてよ。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○都市建設部長【二挺木敏行君】 都市建設部長・二挺木です。

逆に、県内の横浜、川崎とか除きますけれども、県と合わせてやっているところが、先ほどお話したような小田原市とか逗子市とか秦野市とか伊勢原市、綾瀬市で、それ以外のところは、独自の単価を設定してやっているという状況でございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 だからそこはどこですかと。

それ以外の市町が独自でやってるということですか。

○都市建設部長【二挺木敏行君】 再度申し上げます。具体的に、この辺でいうと、茅ヶ崎であるとか三浦市であるとか、厚木、大和、海老名、こういうところは独自の単価という形で設定しているというふうに聞いてございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 現行単価と改正案が2つあって、例えば、この上げるというこのタイミングを見たときに、協議をされているのは、やはり近隣市町村と比べてこの現行の数字では、ちょっと比較的安いという判断でよろしいですか。ここで上げたいということは。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○建設課長【笹山隆二君】 建設課・笹山です。お答えいたします。

近隣の占用単価の比較になろうかと思えますけれども、大磯町につきましては、近隣、平塚市、二宮町と比べますと、例えば、第1種電柱という占用区分がございます。こういった単価で比較させていただきますと、大磯町の単価が1,630円でございます。それで、二宮町が同じく1,630円、平塚市につきましては、1,560円という形になってございます。ただ、実際のところ、神奈川県が国の政令改正に伴い、28年の4月に条例改正をいたしましたので、大磯町につきましても1年経ってございますけれども、29年4月適用ということで、現在この単価の改正をいたしたいというふうに考えているわけでございます。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 この占用については、そもそも例えば、国に対してとか県に対してとかさまざま、例えば電柱は東京電力に対して払うとか、いろいろな払い方ってありますよね。あとは、入りということをいうと、お祭りのときに道路を

占用するとか、工事のときに車両が道路使用許可を出して道路占用料をきちんと受け取る
とか、要するに、出入りの部分があると思いますけど、この出入りについてはどうなんで
しょうか。ちょっとこの数字を見る限りでは、例えば町民に対して占用を出すときにはち
よっと金額が倍になったりとか、公共の関係っていうんですか、例えば、JR と町が介する
ときには地下道に通路があるから、当然これ占用料も払うわけでしょう。そうですね。
だから、そういう数字もいろんな意味で一律というんですか、この掛ける数字とかこれは
一律のものなんですか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○建設課長【笹山隆二君】 建設課・笹山です。お答えいたします。

出入りというお話でございますけれど、平成 28 年度の予算ベースで算定した場合、いま
現在、23 件ほどの、例年、占用を許可している企業等がございます。その額で比較いたし
ますと、今回この条例改正をさせていただくことによりまして、予算ベースから比較しま
すと、約 20 万円弱歳入が増えるのではないかというふうに考えてございます。少しでも歳
入を増やした方がいいのではないかということで、改正をしていきたいというふうに考え
てございます。それと、次にいただきました、占用の何ていうんでしょうか。お祭りであ
るとか、そういったときの取り扱いになります。こういったものは、実際のところ条例に
も書いてございますが、占用規則の中に減免規定というのがございます。この減免規定と
いうものは、主だったものでいきますと、地方財政法に規定する公営企業にかかるもの、
こういったものは減免にさせていただいてございます。それと、鉄道事業法に関係するも
の。あと、公職選挙法によるもの、それと、水道管等の各御家庭への引き込み、こうい
ったものも減免させていただいてございます。それに合わせて、雨水であるとか汚水である
とか、こういった管につきましても、減免させていただいてございます。それと、先ほど
ちょっとお話にありました、松飾りだとか祭典、縁日、こういったものにつきましても、
臨時的な占用が生じる場合がございます。こういったものも減免させていただいておりま
す。それと、あと街灯・防犯灯、こういったものも減免させていただいております。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 占用については、取るべきところはしっかりと
取っていただいて、やっぱり税収増につなげていっていただきたいなと思うんですが、
特に工事関係の車両について、私、1 回事業者に聞いたことがあるんですが、道路使用許

可出しますかって聞いたときに、そんなものいらないというような事業所も中にはいたもんですから、そういうところはしっかりとってほしいんですよ。そうでないと、車両をすぐ動かすからといってあまり占用料を払っていない事業者もいたようなので、そういうところをしっかりと町の担当は目を光らせていただきたいなと思います。町民に対してはやはり、独自の考え方というのであれば、やはりそこは少し減免をきかせて町の祭りであったりとかそういうところには、しっかりと対応するという、先ほど、減免規定があるということなので。ただ、私としては、しっかりと担当が、そういう減免をしないところ、しっかりと取らなきゃいけないところを、目を見張っていただきたいなと、そういうふうに思います。意見で結構です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 意見でよろしいですか。

答えますか。どうぞ。

○建設課長【笹山隆二君】 建設課・笹山です。お答えいたします。

工事関係の一時的な占用の扱いになります。こちらのほう、お配りした資料の4ページ一番上段になります、政令第7条で定める占用面積1平米当たり1月当たりの単価ということで、現行は220円で行っていただきました。こちらのほう、今回県の条例改正に合わせて、450円、約倍の単価設定をさせていただいてございます。こういったところも、今後、一時占用も、工事の足場の関係であるとか、結構の件数が年間出てきます。やはり、こういったところで、これから御指摘いただいたとおり、我々もパトロールしながら、こういった不法占用のないような形で心がけていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 ちょっといいですか。

議案ですので、あまり細かく踏み込むような質問はちょっと控えていただいて、本会議でやっていただきたい。確認の質問をお願いします。

どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 1点確認なんですけれど、先ほど、国の政令が変わって、国でも算定根拠が示されているということでした。この表を見ますと、上がるものもあれば、少しですけど下がるものもあるわけですね。こういうようなのを調べるに当たって、国のホームページ等で算定根拠とかいうのが探せるのかどうか。そこを知りたいんですけど。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○建設課長【笹山隆二君】 建設課・笹山です。お答えいたします。

国のほうの関係になりますけれど、道路占用料の改定という事で、ホームページに主だった改定理由が、国がどうしてこういうふうな細分化をしたのかという背景とか、いろいろ算定式であるとか、こういったものが掲載されてございます。それを受けまして、神奈川県も条例改正をしているわけでございますけれど、神奈川県のほうは具体的なその算定式までは出てございませんけれど、改定理由等はホームページから見ることができます。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかにございませんですね。

なければ、質疑をを終了します。

議題（３） 町道の認定について

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 続きまして、議題（３）「町道の認定について」を議題といたします。

それでは送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いします。

どうぞ。ゆっくりお願いします。

○建設課道路管理係長【西海誠一君】 建設課・西海です。

それでは、説明させていただきます。

今回の町道認定は町道月京 11 号線の 1 路線を新たに認定するものであります。当路線につきましては、町営月京住宅の建設に伴う周辺整備として道路整備を行いまして、その後、移管を受けたものでございます。黒の丸印の部分の起点とし、矢印の部分の終点とし、町道認定を行うものです。起点を月京 175 番 5 とし、終点を月京 167 番 4 とする延長 92.5 メートルで、幅員は 4.05 メートルから 9.31 メートル、面積は 450.68 平米でございます。以上、道路法第 8 条の規定に基づきまして、町道の認定を行い、道路法の適用を受けた維持管理を行うものでございます。

説明は以上になります。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 いま 1 ページの説明をしたの。

○建設課道路管理係長【西海誠一君】 そうです。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 皆さん、わかりました。

何か質問ございますか。

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 ちょっと 1 点だけ確認させてください。

町営住宅が竣工した月日をもう1回確認したいんですけど。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○建設課長【笹山隆二君】 建設課・笹山です。お答えいたします。

24年3月に竣工してございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 現在、28年ということは4年間たって、この周りの1周道路ですか、これはとっくに認定かかっていたかと思ってたんですけど、かかった4年間の年月はどういうものだったんでしょうか。それだけ教えてください。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○建設課長【笹山隆二君】 建設課・笹山です。お答えいたします。

今回、月京町営住宅の周辺道路整備ということで、現状4メートル近い道路を西側に整備させていただいた背景があります。その中で、道路の所有者さんが個人の方、それと合わせまして、国の畦畔がございました。それで、個人の所有者さんにつきましては、月京町営住宅を建設する際に、町のほうへ寄附をいただいて、整備をさせていただいてございます。もうひとつ、国の畦畔、こちらのほうの無償譲渡を受けさせていただくに当たりまして、道路整備が完了後ということで、平成25年11月に国と契約を結びまして、町のほうがこちらの畦畔についても用地取得することができました。25年11月から建設課のほうで具体的に認定に向けた作業をしていたわけなんですけど、ここで、28年3月、昨年度の予算を使わせていただきまして、調査委託料がございましたので、その中で、道路の区域図というものを作成させていただいて、今年度この時期になりますけれども認定をさせていただきたいという流れになってございます。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかにございますか。

鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 1つ指摘というか、2ページの地図と1ページの地図がありますよね。この2ページの地図って古い地図だと思うので、やっぱり資料として出すときにわかりにくいので、新しい地図があったら、それで出していただきたいと思うんですけど、どうですか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 その点どうですか。どうぞ。

○建設課長【笹山隆二君】 建設課・笹山です。

大変申し訳ございませんでした。前の町営住宅が建っているときの道路が2ページの図面には入ってございました。こちらのほうは改めて議案の資料としてお出ししたいというふうに考えてございます。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかにございますか。

なければ質疑を終了します。

議題（4） 平成26年度汚水枝管整備工事（その1-10）に係る損害賠償について

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 続きまして、議題（4）「平成26年度汚水枝管整備工事（その1-10）に係る損害賠償について」を議題といたします。

それでは、送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。

どうぞ。

○下水道課副技幹兼下水道整備係長【近藤雅夫君】 下水道課・近藤でございます。

それでは、説明資料に基づいて御説明させていただきます。平成26年度に発注しました、汚水枝管整備工事その1-10に係る損害賠償についてでございます。

資料1ページをお開きください。

まず最初に、説明資料の中ほど、「3 事案の経過」から御説明させていただきます。平成26年10月9日に入札執行いたしました、汚水枝管整備工事に係る条件付き一般競争入札について、入札に係る施工条件明示に誤りがあったことが判明したため、同年10月15日に締結した工事請負契約を、大磯町契約規則第53条の規定に基づき、11月6日付で解除いたしました。施工条件明示の誤りにつきまして、具体的に説明しますと、予定価格及び最低制限価格の決定の基準となります設計書におきましては、交通誘導員を延べ人数で188人を配置するものとして積算いたしましたが、施工条件明示書では交通誘導員は2名配置で59日分を計上、実際、これ計算しますと118人と公表いたしました。この結果、応札者は交通誘導員を延べ118人として積算し、町の設計書より70人少なく積算した金額で、応札したというものです。このことは、最低制限価格を設けた入札では落札者の決定に影響を及ぼすものであり、最低制限価格を設けた場合の落札者の決定方法を定めた、地方自治法の規定地方自治法施行例第167の10に反する入札結果となったと認められることから、本工事の入札について入札手続全体を取り消し、大磯町契約規則第53条の規定に基づき、締結した工事請負契約を解除することとしたものです。このことにより、契約者に生じた

損害につきまして、受注者であります株式会社共栄建設からは総額で840万8,504円の請求があり、話し合いにおきましては町から賠償金の支出については明確な算出根拠並びに正当性のある算定方法が必要である旨を伝え、根拠のある請求を求めてまいりました。このような経過の中で、共栄建設により建設業法に基づく調停の申請が神奈川県建設工事紛争審査会になされました。町は、平成27年10月28日付で、同審査会から調停の申請がされたとの通知を受け、その後4回にわたり審査会での審査が行われた結果、審査会から調定額180万円が示され、申請人からは平成28年9月6日開催の第5回審理におきまして、調定額を受諾するとの意向が示されました。次に、改めまして、資料1番上になります、「1 損害賠償の相手方」を読み上げます。相手方につきましては、平塚市下吉沢468-7、株式会社共栄建設、代表取締役・廣岡康行。こちらにつきましては、大磯町虫窪580番地に営業所を設けている建設会社になります。次に、この事案となった、「2 工事契約の概要」になります。概要につきましては、工事名・汚水枝管整備工事（その1-10）、工事場所・大磯町国府新宿地内、もう少し細かく申し上げますと、大磯こゆるぎハイツ周辺になります。契約金額4,262万256円。こちらは消費税込みの金額となります。契約締結日が平成26年10月15日。契約工期につきましては平成26年10月15日から平成27年3月13日となります。工事場所につきましては資料4ページに位置図を添付いたしましたので、そちらをごらんいただければと思います。続いて、2ページ目、3ページ目になります。こちらには入札執行から現在までの経過を記載させていただいております。最後となりますが、この案件につきましては、12月議会で提示のありました調定額での和解についての議案を提案させていただく予定でございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 本議題は、12月定例会の議案になっておりますので、特に質疑のある方は挙手をお願いします。

どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 いまの説明はわかりました。

では、その説明を聞いていると、こういう結果を、議会が認めることになったら、税金を180万円出すという結果になってしまうわけですがけれども、その場合、いまはどういうふうなことになっているかわかりませんが、この原因としては、相手方、事業者に対しては責任はないんですか。一方的に町としての責任があるのかどうか、その辺をまず1点聞きたいと思います。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○下水道課長【青木勝重君】 下水道・青木でございます。

町のミスでございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。吉川委員。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 ということになると、ここには何もないんだけれども、町の職員のミスということですから、損害を及ぼしたことについての行政としての責任はどういうとり方をされているかを聞かせてください。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 政策総務部長。どうぞ。

○政策総務部長【仲手川 孝君】 政策総務部長・仲手川、お答えいたします。

本件に限らず、今年いろいろと職員の関係で御迷惑をおかけしている部分がございます。本件に関しましても、和解がある程度めどがたった、最終的には議会の御承認がなければ、けりが見つからないんですけれども、そういったことが済み次第、ほかの案件も含めて町のほうで、ほかの事例も含めて職員の処分関係、これはきちっと考えていかなければいけないと、そのようには考えております。以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 吉川委員。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 ということは、これが議会で通って相手方の損害がきちっと支払われた結果として、職員の処分をするということによろしいですか。それだけ確認させてください。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。政策総務部長。

○政策総務部長【仲手川 孝君】 政策総務部長・仲手川、お答えいたします。

以前にも同じような御答弁させていただいたと思いますけれども、やはりある程度、本件の処理が終了した段階で、処分関係はきちっと行っていくと、そのような考えでございます。

以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、吉川委員。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 じゃあその処分をしたら、必ず、議会に報告してください。それを求めます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。だれ。

報告について、するのかしらないのか。

○政策総務部長【仲手川 孝君】 政策総務部長・仲手川、お答えいたします。

これは、きちんと議会のほうにも、本件だけではございませんので、今年度で関しましてもこれまでいろいろと処分を保留している内容、ほかの案件もございます。それも含めて御報告をさせていただきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかに。渡辺委員。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 いま、この係の方が理由を言葉で読まれたけど、これに何も書いてないんですよ、いろいろ不手際があったことについて。算定違ってというのが。この工事の誘導員の数が違っていたということを書いてもらわないと、私たち、読んだのを聞いているだけではちょっと確認できない部分があるんですけど、なんでこういうところにちゃんと理由を書かないんですか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○下水道課長【青木勝重君】 下水道課・青木でございます。

この件に関しましては、契約解除に至った平成26年11月に、まず契約解除がきたってことを全協で報告させていただいています。1年たった27年11月に今度は、相手側が審査会側に調停の申請をされたということの内容を受けて、そのときも全協で報告させていただいています。そのときに細かくこの件についてのお話はさせていただきまして、今回の12月議会に、和解についてということで提案させていただきますので、いまの現状の中では経過について御説明したかったものですから、内容については紛争審査会で調停額の180万円が示されて、それを相手側が承諾したということ報告したかったと。それで、12月議会のほうで、和解について議案として提案させていただきたいというのが今回の趣旨でございます。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 私たちは覚えていますよ。でも、議会ってメンバー変わっているわけだし、こういう参考資料として、こういうふう報告して、こうだったということを言葉で何でも言ってもらわないとわからないじゃないですか。だから、資料としてはそういうところをやっぱりちよっともっと丁寧に言ってもらったほうがほかの議員の方に対しても親切だと思うんですね。そういうことも、ちゃんと書いていただきたいと思っているんです。だから、このところに議員全員につけて書いてあるけれど、そういうときにその内容もちゃんとここに付けてもらえれば理解できるでしょ。そのほうが

よかったかなと思っっているんですけど。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、都市建設部長。

○都市建設部長【二挺木敏行君】 都市建設部長・二挺木でございます。御意見承りました。ただ、今回の損害賠償についてというところは、「3 事案の経過」の2行目、「一般競争入札について、入札に係る施工条件明示に誤りがあったことが判明したため」という形の中で含ませていただいておりますので、ただ、説明の中では、おわかりいただけるように細かい説明で、具体的な人員の明示の誤りということで説明させていただきましたけれども、この辺もう少し細かくおわかりいただけるように、議案のほうにも記載させていただきたいと思います。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 そうしていただきたいと思います。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 いくつかあるんですけど、まず、確認なんですけれど、3 ページの一番下の9月6日に調停額を受諾するというので、もし、これが不満であれば、また普通の裁判に流れ上いくような、そういう事案だったのかどうか、ちょっと。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○下水道課長【青木勝重君】 下水道課・青木でございます。

審査会の中で、相手側が調停の中で示された金額で承諾したということで、12月議会で議決をいただければ、この内容で相手方はもう承諾しておりますので、町はあくまで議会の承認を受けなければこの内容には返事ができないということでいま、しておりますので、12月機会で議決いただいたうちには、相手側はもう受諾するという形の内容で委員会のほうにしておりますので、180万円ということで承諾をしているということです。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 私が伺いたいのは、この審査会の結果、調停の結果が示されたわけですね。でも、調定額がいつまでたっても相手方が嫌だということになれば、次の手続きとして本格的な裁判になるというようなものなのかどうかっていうのを、ちょっと知りたいので教えてください。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○下水道課長【青木勝重君】 下水道課・青木でございます。

すみませんでした。調停がここで示されて、これがなければ調停は不調に終わるということ、あとは事業者のほうで、審査委員会に仲裁というのがあるんですけど、それにいくのか裁判にいくのかは相手側の考え方になると思います。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 もう1つは確認なんですけれど、この2ページの「経緯」の、10月15日に締結をして、11月14日の1カ月後に解除をされたわけですね。そうすると、相手側が最初に示した840万円という額は、この1カ月の損害について840万円という数字を出してきたということなんですか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○下水道課長【青木勝重君】 下水道課・青木です。お答えします。

契約解除上、全体の工事を請け負ったことによる実費なり逸失利益ということで、1カ月ではなく、その工事を受けたことによる損害ということですよ。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 よろしいですか。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 わかりました。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会副委員長【奥津勝子君】 共栄建設のほうは9月6日に調停額の180万円を受諾する意向を示したということで、この12月議会上がるのは、和解についての案件で出てきます。この180万円という調停額の補正は出るんでしょうか。ちょっとそこ確認。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○下水道課長【青木勝重君】 下水道課・青木でございます。

議決いただい同日に、賠償金という形で補正をあげさせていただく予定です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 奥津委員。

○総務建設常任委員会副委員長【奥津勝子君】 初日にですよ。可決した場合には、最後の議案の補正で出てくるということでもいいんですよ。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○下水道課長【青木勝重君】 下水課・青木です。

いま、委員のおっしゃったとおり、当日にあげさせていただきます。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 よろしいですか。

なければ、これで質疑を終了します。

次に進みますが、入れかえをしますので、暫時休憩いたします。

(午前 10時17分) 休憩

(午前 10時30分) 再開

議題(5) ポートハウスてるがさきの指定管理者候補者の選定結果について

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 休憩を閉じて、再開いたします。

次に、議題の(5)「ポートハウスてるがさきの指定管理者候補者の選定結果について」を議題といたします。

それでは、送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。

どうぞ。

○産業観光課副主幹兼みなと推進係長【露木利光君】 産業観光課・露木です。

それでは、お手元の「総務建設委員会協議会説明資料」に基づきまして、指定管理者候補者の選定結果について御説明いたします。

表紙をおめくりください。

ちょっと横になっていますが、申し訳ありません。平成29年度から導入を予定しております、ポートハウスてるがさきの指定管理者の募集を行い、先日開催されました選定委員会にて選定結果がまとまり、指定管理者候補者が決定しましたので報告させていただきます。所在地、設置の目的は、それぞれ記載のとおりとなります。募集の周知を8月1日から広報及びホームページに募集記事を掲載し、9月6日までの申請を受け付け、行いました。指定の期間は、平成29年4月1日から5年間となります。ハヤシグループ及びポートハウスてるがさき利活用事業運営共同事業体の2社から申請がございました。ちなみに、ポートハウスてるがさき利活用事業運営共同事業体は、株式会社ピースフルを代表とし、株式会社武翔総合管理・スポーツインテリジェンス株式会社・日本リコメンド株式会社の4社からなる共同体となります。ハヤシグループは、株式会社ハヤシを代表企業とし、株式会社林水泳教室との2社との共同体となります。選定方法につきましては、大磯町指定管理者候補者選定等委員会におきまして、書類審査並びにプレゼンテーション及び

ヒアリングにより、審査を実施しました。選定委員会は、10月24日、月曜日に実施してございます。選定結果としましては、ポートハウステルがさき利活用事業運営共同事業体となりました。

2ページ目をお開きください。

こちらは、指定管理者選定評価表となっております。今後は、地方自治法244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経て指定管理者が指定されます。議案提出は12月議会定例会を予定しております。また、参考資料としまして、各申請者から提出された5カ年の事業計画書、収支計画書などが掲載されている申請書などを議会の図書室に置かせていただきますので、ごらんいただければと思います。

説明は以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 それでは、本議題は12月定例会に提出される議案となっておりますので、確認の意味での質問をお願いいたします。

渡辺委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 すいません、確認させてください。先ほど、ポートハウステルがさき利活用事業運営共同事業体というのを説明されたんですけど、聞き漏らしたので、もう1回。4社ありましたね。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○産業観光課副主幹兼みなと推進係長【露木 利光君】 産業観光課・露木、お答えいたします。

ゆっくりしゃべらせていただきます。

まず、ポートハウステルがさき利活用事業運営共同事業体の代表企業が、株式会社ピースフルです。後ほど図書室に配架します資料には細かい資料が入っております。それから2社目が株式会社武翔総合管理、3社目がスポーツインテリジェンス株式会社になります。4社目が日本リコメンド株式会社になります。

ハヤシグループのほうは、代表企業が株式会社ハヤシ、もう1社が株式会社林水泳教室となります。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかにございますか。吉川委員。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 申請者のハヤシというのと林水泳教室というのは、関連している企業じゃないんですか。その辺のところ、まず1つ聞かせてください。

それと、プレゼンテーションですけれども、プレゼンをした結果というのは、きちっと

どういふことをプレゼンされたのかわかるような資料は提供してくれますか。それともなければ、いま説明できますか。それを議案として12月に提案するわけですから、その辺のところはどうですか。なぜそれを聞くかという、もし、これがここで通れば、プレゼンで何をしたかというのはすごく大事なことになるんですよ。指定管理ですから、その間に何を自分たちがやって、この選考の人たちが決めたのかという、それがすごく大事です。

あと、委員会のメンバー、どういふ人がメンバーとしてなっているのか、それを聞かせてください。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 3つ質問ありましたので。どうぞ。

○産業観光課副主幹兼みなと推進係長【露木利光君】 産業観光課・露木です。

最初の1問目と2問目については、私のほうからお答えさせていただきます。

まず1問目、ハヤシグループのほうですけれども、委員御指摘のとおり、こちらはグループ会社になります。もともと、ハヤシさんというところがやってたものが業務を分けて、水泳教室と総合的な管理を行う会社に分けてございます。

それから、プレゼンテーションの関係ですけれども、後ほど図書室のほうに配架いたします資料には、申請書、それからプレゼンテーションのときに使用した資料もすべてつけて配架させていただきます。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 いつ、それは図書室に置きますか。

○産業観光課副主幹兼みなと推進係長【露木利光君】 産業観光課・露木、お答えいたします。

本日、午後に1部配架させていただきます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○財政課管財係長【曾根直樹君】 財政課・曾根でございます。

3点目の御質問、委員会の委員構成についてお答えをいたします。委員につきましては、全部で6名いらっしゃいまして、まず、内部委員といたしまして、副町長、産業環境部長、町民福祉部長でございました。外部の委員としましては、大磯町区長連絡協議会から推薦された方1名、東海大学観光学部観光学科の教授が1名、湘南地域県政総合センター企画調整部長となっておりました。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 もう1回、ゆっくり。

○財政課管財係長【曾根直樹君】 財政課・曾根でございます。

外部委員のほう、もう1度申し伝えます。まず、1人目が大磯町区長連絡協議会から推薦された方が1名、2人目が東海大学観光学部観光学科教授、最後に3人目でございますが湘南地域県政総合センター企画調整部長でございます。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 吉川委員。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 それでは1番目の、この申請業者ですけども、株式会社ハヤシというのと株式会社林水泳教室は関連企業というふうなことで、いま御説明があったんですけど、関連企業の人たちを申請者として選定をして、それで選定に入っているわけで、これについては町としては何の違和感もありませんか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○産業観光課副主幹兼みなと推進係長【露木利光君】 産業観光課・露木、お答えいたします。

応募があったのは、もともと株式会社ハヤシと株式会社林水泳教室がハヤシグループという共同体を組んで、提案をしてきたものでございます。それぞれが提案したものではなくて、ハヤシグループとして申請書が上がったものでございます。ですので、共同企業体で申請することについては規制を設けてございませんので、こちらは受け付けをいたしました。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 吉川委員。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 要は、この申請業者ということの書き方からすると、2つのところの申請があったのかなというふうに理解するの当たり前じゃないの。だから、要は、申請を2つのハヤシグループが出してきたわけでしょ。株式会社ハヤシと林水泳教室っていうのが。2つの方が申請のあったんですよね。だから、それがハヤシグループの共同で出したっていうことは、1つで出してきたということじゃないの、はっきり言って。4社の申請というか、出した中で1社だけを選定したんでしょう、これ。でも、書き方としては、2つの黒点があるということは、ハヤシグループと利活用共同事業体という感じで受けとれないんですけど、すごく分かりづらい書き方ですよ。要は、私のいうのはなぜかという、関連する企業の中を4社の中の1つを決めたの。そのところがすごく分かりづらいの。僕の頭からすると。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 分かるように説明してやってください。

これは、ハヤシグループっていうのは2社が共同体になっているわけです。これが1つ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 委員長。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 委員長から聞きたいんじゃないかと、向こうに答弁を求めているんです。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 分かりました。どうぞ。

○産業観光課副主幹兼みなと推進係長【露木利光君】 産業観光課・露木、お答えいたします。

少し誤解があったようで申し訳ございません。

申請があったのは2つのグループです。これが企業体となっているので、1社、2社というふうに数えていますけれども、1社目のポートハウスてるがさき利活用事業運営共同事業体という企業体の中に4社が共同企業体を組んで、1つの申請をしてございます。同様に、ハヤシグループとして2社が共同企業体を組んで、1つの申請をしてございます。ですので、申請書を自体は2通、2つの申請がございました。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 吉川委員。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 じゃあ、ポートハウス利活用事業運営共同事業体ってのはどういうところが入っているの。それ分からないよ。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 もう1回お願いします。

○産業観光課副主幹兼みなと推進係長【露木利光君】 産業観光課・露木、お答えいたします。

それでは、もう一度御説明させていただきます。

ポートハウス利活用事業運営共同事業を構成する4社、4つの会社は、株式会社ピースフル・株式会社武翔総合管理・スポーツインテリジェンス株式会社・日本リコmend株式会社、この4社が共同企業体を組んで、ポートハウスてるがさき利活用事業運営共同事業体となってございます。（「それでわかった」の声あり。）

同様に、株式会社ハヤシと株式会社林水泳教室がハヤシグループとして1つの申請を出してございます。

以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 吉川委員。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 わかりました。

では、もう1つです。その委員会のメンバーへの人たちは当然選定委員会ですから、この用紙、採点する指定管理者評価表というのがありますよね。この6人の方々は、一人一人が全部を評価したんですよね。評価したんでしょ。その結果として、これどういうふうな形でまとめたのか、トータルでまとめたんですよね。だったら、その6人の方の名前は結構ですけども、きちっとどういうふうな、一人一人のA・B・Cや1・2・3でもいいんですけれども、その一人一人の評価した、採点の評価表をきちっと出してください。出せますか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○総務課総務法制係主査【曾根直樹君】 財政課・曾根、お答えいたします。

先ほど、午後に議会の図書室に資料をお出しするというお話をさせていただきましたが、その資料の中に、それぞれの業者別に、委員ごとにどのような採点がされたかの資料もおつけをいたしまして御提出いたしますので、そちらをごらんいただければと思います。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 よろしいですか。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 わかりました。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 1つ確認なんですけれども、いつも議案になって出てくるときに、収支計画ですとか金額が入った表が出てきますけれど、議案のときには、それが添付されているということでよろしいですか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○産業観光課副主幹兼みなと推進係長【露木利光君】 産業観光課・露木です。

いつもと同じような資料を提出させていただきます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 よろしいですか、ほかにはないですね。

それでは、質疑を終了いたします。

議題（6） 「新たな観光の核づくり」プレゼンテーションについて

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 次に、議題の（6）「『新たな観光の核づくり』プレゼンテーションについて」を議題といたします。

それでは、送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いします。どうぞ。

○産業観光課副課長兼観光推進係長【宮崎祐輔君】 産業観光課・宮崎です。おはようございます。それでは、「新たな観光の核づくり」プレゼンテーションについて、御説明をさせていただきます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 ちょっと待って。

○産業観光課長【由井 要君】 こちらの資料を説明する前に、ちょっと概要だけ確認させていただきます。いいですか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 1枚目ですね。どうぞ。すみません。

○産業観光課副課長兼観光推進係長【宮崎祐輔君】 お手元の資料表紙をおめくりいただきまして、資料1『「新たな観光の核づくり」プレゼンテーションについて』、こちらのペーパーをごらんいただきたいと思います。

「1. プレゼンテーションの概要」についてでございます。「趣旨、こちらにつきましては、神奈川県認定事業でございます新たな観光の核づくり事業、大磯町につきましては、平成24年度から、城ヶ島・三崎、大山、これらの地区とともに県の認定を受けまして、平成25年度から新たな観光の核づくりの取り組みを行っております。ことしで4年目を迎えました。今回プレゼンテーションが神奈川県のほうで行われますが、今回のプレゼンテーションにつきましては、県がこれまでの各地域の取り組み状況を踏まえ、今後の県の支援のあり方を決定するために実施をされるものでございます。

対象地域につきましては、今回は、県の新たな観光の核づくり認定地域となっております3地域、「①大磯地域（大磯町）、②城ヶ島・三崎地域（三浦市）、③大山地域（伊勢原市、秦野市、厚木）」、こちらの3地域となっております。

プレゼンテーションの内容についてですが、各地域における新たな観光の核づくりのこれまでの取り組みの進捗の状況、それと、今後の進め方そして、平成29年度から31年度までの事業の概要等をプレゼンテーションいたします。

プレゼンテーションの審査につきましては、神奈川県のほうで行われます。プレゼンテーション・提案内容・質疑応答等を踏まえまして、神奈川県の新たな観光の核づくりアドバイザー委員の意見を聴取した上で、神奈川県知事をトップとする審査委員会にて、県の支援のあり方が決定してまいります。

この県の支援のあり方の決定に伴いまして、「(5) 交付金の概要」でございますが、プレゼンテーションの審査結果を踏まえ、次年度、平成29年度以降に県が予算の措置を行っ

て、各地域に助成が行われていくという仕組みとなっております。

今後のスケジュールでございますが、10月31日月曜日に、現在スライドでお見せしておりますプレゼンテーションの資料を提出いたしております。現在は、資料の補正期間中となっております。11月8日火曜日、来週の火曜日ですが、プレゼンテーションを県庁の新庁舎5階第5会議室にて18時から行われる予定となっております。

1枚おめくりいただきまして、2ページをお開きください。

今回の大磯町の提案について御説明いたします。提案の概要ですが、今回のプレゼンテーションは、まず、これまでの新たな観光の核づくりの取り組み状況を前段で説明をいたしまして、今後の課題に対する事業提案を行いまして、その事業提案を県の交付金対象事業という形で説明を行ってまいりたいと考えております。交付金対象事業の概要につきましては、大磯町における新たな観光の核づくりの今後の課題を大きく3点にまとめまして、「①発信力の整備」、「②まちあるきの整備」、「③他の資源との連携」、この3点に整理し、これらの解決に向けた取り組みとして以下のようにまとめ、提案を行ってまいりたいと考えております。「①発信力の整備」につきましては、大磯町の魅力・楽しさをわかりやすく伝える絵本、それと、大磯での暮らしぶりを伝えるフリーペーパーを作成し、大磯の暮らしぶりや地域の人が大切にしてきました地域の資産・愛着・誇り、そういったものを紹介し、大磯に来てもらう、興味を持ってもらう機会を増やしていきたいというふうに考えております。「②まちあるきの環境の整備」につきましては、町内の観光案内表示の刷新・再整備、それと、現在、観光ガイドマップとして活用しております、「歴史と味の散歩道」、こちらの再構築、それと、自転車の道路の横に引きます自転車レーンの整備を整えて、町内の周遊環境を整えていきたいと考えております。また、「③他の資源の連携」につきましては、いよいよ大磯港にみなとオアシスの整備等を今後行っていくというところがあります中で、大磯港みなとオアシスへの誘導標識の整備を行って、町内への誘導を図っていききたいというふうに考えております。それでは、資料2といたしまして、現在、スライドのほうで御提示をしております、県に提出をいたしまして、来週火曜日に。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 ちょっと待ってください。

これからパワーポイントの操作に入りますので、長いので、座って説明しながらで結構です。

○産業観光課副課長兼観光推進係長【宮崎祐輔君】 ありがとうございます。

それでは、来週火曜日11月8日に県でプレゼンテーションを行う予定となっております、

パワーポイントのスライド資料につきまして、主に今後の課題と進め方を中心に担当のほうから概略を御説明いたします。

○産業観光課観光推進係主事【磯崎清彦君】 それでは、産業観光課・磯崎が御説明させていただきます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 座って説明してください。

○産業観光課観光推進係主事【磯崎清彦君】 では、いま宮崎のほうから説明ありました、前半の今までの取り組み状況は割愛をさせていただきます、これまでの成果と今後の課題と進め方の部分を御説明させていただきます。スライドの 25 ページからになります。スライドの 25 ページからが後半の部分になります。では、始めさせていただきます。

新たな観光の核づくりのこれまでの成果といたしましては、イベント等で大磯の楽しさを体験してもらった来訪者の方がリピーターにつながって、その中からファンにつながり、移住者になるようなケースが増えてきております。最近では、さまざまなメディアでも取り上げられるようになっております。

いま、課題といたしまして 3 点にまとめております、発信力の整備・まちあるきの整備・他の資源との連携ということで、この 3 点の課題解決に向けた提案事業を御説明させていただきます。まず、発信力の整備ということで、メディアに取り上げられたような一部の方しかまだ大磯の楽しさが伝わっておりませんので、もっと世間一般の方に知ってもらうために、大磯ブランドでまとめたもの、大磯の楽しさを伝える絵本の作成を考えております。また、実際に現時点で町民の方で楽しんでいる方にスポットをあてた、ライフスタイルを紹介したフリーペーパーの作成を考えております。ライフスタイルに包括しているので、例えば、ツタヤグループの T-S I T E ですとか、そういうところで配架できるような調整を考えております。また、まちあるきの整備といたしましては、来訪者の方から町なかの観光標識が少ないという御意見をいただいております。実は、大磯町は歴史と味の散歩道ということで、昭和から平成にかけて明治の町を意識した観光標柱を整備しております。ただ、30 年たったいま、経年劣化等で修繕が必要な標柱が多く増えてきておりまして、そういう現状を踏まえまして、いまの歴史と食に包括した、歴史と味の散歩道のコンセプトに、いま大磯町に人を引きつけている海と山とクラフト文化の要素を合わせました、「ネイチャー&マチナカ」ハイキングということで、それにかかわる観光案内板と標識、また、リンクしたマップを作成していきたいと考えております。マップは簡易的なものをさまざまなテーマで作成する予定です。そのテーマに絡んだ町内のお店にマップ等を配架

できるようにしまして、観光案内所だけではなく、町なか至るところでプチ観光案内所のような環境を整えていきたいと考えております。大磯町は、丘陵エリアで山を楽しんだハイカーが海岸線に出て、そのまま海楽しんで、最後には、町なかの別荘文化やクラフト文化を楽しめる環境が、わずか17キロ平米の中にコンパクトに詰まっております。そもそも、クラフト文化とは何かということですが、大磯町には、大手資本の全国チェーン展開しているようなスーパーは町なかにほとんどなくて、老舗でありますとかお肉屋さんや魚屋さんなどの専門店がいまだに残っております。そういうお店を大切に楽しむ文化、それを総称して、クラフト文化と呼んでおります。大磯町は、大磯市をきっかけに町なかへの出店も増えてきておりまして、新たなクラフト文化が形成されつつあります。大磯町は、全国どこにでもある物があふれる町ではなくて、全国でそこにしかないものがあふれる町を目指してまいります。それから、そういう町を、まちあるきだけではなくて、自転車でも楽しめる環境をとということで、自転車ナビラインの整備も図ってまいります。それから、他の資源との連携ということで、平成31年の供用開始を目指しております、みなとオアシス認定後に、道路標識を設置いたしまして、また、オリンピックに向けて大幅リニューアル中の大磯プリンスホテルやJR大磯駅とソフト事業を絡めた連携を図りまして、町なか周遊の合戦に向けて取り組んでまいりたいと考えております。ファンを増やすには、観光による地域訪問時が大きな鍵だと考えております。そのときに行ってよかった観光地は、住んでみたいと思わせる場所になりまして、そのための地域づくりと情報発信が大事だと考えております。まずは住んでいる人が、魅力的な暮らしをしているかどうか。大磯町は、横浜・鎌倉・箱根とも違う観光スタイルを確立して、ニューツーリズムによる日本一住みたい、行きたい町へ実現を図ってまいります。

以上で説明を終了いたします。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 御苦労さまです。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。吉川委員

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 いま聞いていて、そのように行けばすばらしいなというふうに感想でございます。でも、そういうふうにはどっこいいかないのが現実でございます。そのことをしっかりと担当者の磯崎君が肝に銘じていただきたいなというふうに思っております。まず、この中の説明の2ページの中に、「自転車レーンの整備」があるんですけれども、この自転車レーンの整備って、レーンだけを整備するようなことを

さっき言っていたけれども、そんなことでいいのかなという感じがするんだよ。その辺のところを、レーンの整備は警察も当然絡んでくるような話で、いまの、ただレーンを引けばいいというふうなことで安全な自転車のような形になれると僕は思わない。この前の交通安全の中でも、そういう話が出たんですけれども、要は、自転車の事故が非常に多くて、町民が安心できる自転車の通行っていうものが確保できなければ、観光客に対する安全の確保なんかできるわけないです。その辺のところは、どういうふうにお考えなのかなと。

「まちあるきの整備」の中の3点目に、「自転車レーンの整備」と、ただ書いてあるんですけど、すごく、観光だけじゃなくて町全体としての整備も考える必要があるのかなという感じがありますけど、その辺のとこどうお考えになりますか。プレゼンをするからどうこの話で僕は言ってませんので。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 一問一答をお願いします。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 一問一答で。はい。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○産業観光課副課長兼観光推進係長【宮崎祐輔君】 産業観光課・宮崎です。お答えいたします。

いま、吉川委員からお話ありました、観光でという視点だけではなくて、当然町に住んでいる方が町内を安全で楽しんでもらえる環境を整えないと、当然外から来られる方も町内をまちあるきしたり、例えば、自転車で町内をめぐるという場合も楽しめませんので、まず、町の方で引いていく場合には町道がメインになってまいります、そういった交通安全、町民の方の安全といったところの視点から、町道を中心に自転車の通行帯を整備していきたいというふうに考えています。町民の方がそういった形で安全が確保できているところを、外からお越しになった方も自転車でめぐる場合は、こちらを通行してくださいという形で御案内出来るような、そういう周遊環境を整えていくところを、町外向けということだけではなく、町民の方が町内をめぐるってもらえる環境も含めて整えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 吉川委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 この写真はどこですか。これ大磯じゃないでしょう。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○産業観光課副課長兼観光推進係長【宮崎祐輔君】 産業観光課・宮崎です。お答えいたします。

こちらは大磯ではございません。県にプレゼンを出すに当たって、具体的なイメージとして、こういったものを町内にも整理をしていきたいというところのイメージとしてこちらをお示ししているものでございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 吉川委員。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 要は、その辺のところ、僕は、もしレーンをいまの現状のままの道路の中で引くっていうのは、すごく危険が伴うなという感じがするんです。太平洋岸自転車道は別ですけど、そういうところをすごく感じます。観光だけじゃなくて、交通の安全、町民の命を守るという点からも、その辺のところ全体として、やっぱり考えていく必要があるなど。町民が安心して自転車が乗れるということは、観光の人たちにも安全に町なかを見ていただけるというのが一つありますから、その辺のところは十分に、やっぱり関連した中でやっていっていただきたい。

それともう1つ、いま、プレゼンをやる中で、古い店づくりというふうなことで、何軒かありましたよね。かまぼこやだとかまんじゅうやだとか、いくつかありましたね。でも、僕は、そんな三、四つの昔の店舗を大事にすることは当然ですけども、この前のテレビでやっていました、アド街ック天国を皆さん見ましたか。僕は見て驚いたの。こんなところがあるのかなということで、あれを見たときに。いまの若者、いまの観光に関心を持っている人はああいう新しい店、行きたい店で来るんですよ。要は、古い、この三、四つあるよね。このところの店がすばらしいからというふうなことじゃなくて、これも大事なことですよ。この老舗も大事にするんですけども、要は、でも、新しい人たちを呼ぶには、ああいったテレビでやったような新しいお店だとか新しい若者がやっているようなところを、もっときちっとPRしないと間違いなく人は来ません。そして、テレビの影響、これはすごく大事なことですよ。テレビで宣伝をかける、要は、いくらパンフレットをつくったって、それだけでは今の世の中は通用しません。つくらなくていいというわけじゃなくて、つくことは必要ですけども、そういったところも十分考えていただいて、マスコミの利用、これはすごく大事なことですよ。その辺のところも十分に考えていただきたいなというふうな感じを受けました。そして、私たちも、今回、愛媛県とかいろんところで6次産業とかいうふうなところで視察に行ってきましたけれども、そういうところを含めて見ても、大磯の町は海あり山あり、地域の自然も大事にしているというふうなところ、

そして、大隅先生のような方も大磯に住んでおられる。そういった環境って、いい町なんだろうかと、そういうところもすごく大きな宣伝効果になるはずですので、その辺のところの整備もしっかりと。要は、僕は、東海大学の学生たちの意見もすごく取り入れるべきだと思っていますよ。なぜならば、この前、議会でトイレを見に行きましたけれども、あのトイレを見たときに、いままでと違ういいトイレが出来たなど、狭いですけどね。愛媛県の八幡浜のトイレは、6,000万円以上のトイレが港のところにできていましたけれど、あれ見たときに驚きましたよ。トイレってこんなに大きなお金をかけて、要は、その地区の1つの大きなテーマになっているような感じ。要は、そこを目当てに来るような、そういうふうなところがすごく僕は印象に深かった。そういったものも、やっぱり人を呼ぶには大切なことですよということを訴えたい。そのときには当然に、私たちのメンバーの中に職員も一緒に行きましたから、そういうところも含めて、観光というふうなことを考えてみると、すごくそういうもの、ミカンであっても、農家のそういったものも含めて考えていかないと。ただ、プレゼンでやったらそれで済むというわけじゃなくて、それはそれで結構なことですけども、実際に人を呼ぶというのはすごく労力のいること、頭を使うこと。要は、担当がアメリカに行っていたこともありますから、そういったところも十分に利用しないと町の中だけで考えたら人は来ませんよ。いまの動向、マスコミの利用の仕方、それを十分に考えていただきたいと思います。その辺のところはどうお考えですか。それを個々に聞く必要ありませんから、その辺のところも含めて。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 全体像ですか。全体像の質問ですね。

それで、町なかの範囲というのは、どこまでを範囲として入れてるのか、それも含めてちょっと説明してください。

○産業観光課副課長兼観光推進係長【宮崎祐輔君】 産業観光課・宮崎です。お答えいたします。

まず、町なかの範囲というところ、いま一番最後にいただいた部分ですが、基本的には、今回の大磯町がずっと展開をしてきております新たな観光の核づくりについては、こちらの高麗山から鷹取山辺までの大磯丘陵のグリーンパークエリア、それと、こちらの海岸線から海と大磯港を中心としたこちらをブルーパークエリアというふうに呼んでおります。そこに挟まれた赤く示しておりますこちらの部分が町なかエリアというところで、我々考えております。大きくは、歴史的建造物等が並んでいたりとか、昔の下町の風情を残した町並みがあったりしている部分を町なかのエリアというふうに呼んでおります。こちらの

町なかのエリアの中に、例えば、大磯市に出店をしたのがきっかけになって、町内で商店等を開かれている事業者なんも生まれはじめてきていると、それに惹かれてこられた方が町内に移住をしてきているという実績も少しずつ見え始めてきているというところを考えています。先ほど、吉川委員のほうからお話いただきました、老舗プラス新しい魅力というところ、まさに町内で新しく事業を起こされている方々、そういった方をうまく我々と一緒に事業を運んでいっていただけるような仕掛けを今後考えていきたいなというところを考えています。それと、マスコミ等のPRというところが、我々なかなか見せ方がまだまだ上手ではないので、今回の課題の中にも出してありますが、3つあるうちの1つ、発信力の整備というところ、その中で、当然PRの冊子等もつくって各地に配布していきたいというところは考えているんですが、今回、ちょうど昨日郷土資料館のリニューアルオープン等もありましたけれども、記者発表の際に大磯町単独ではなくてJR東日本さんとタイアップをして、少し話題が大きくなるような工夫をしていくとか、そういった形でマスコミ等に取り上げてもらえるような話題づくりということも考えながらやっていく必要があるのかなというふうに考えています。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 吉川委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 ありがとうございます。いまの御説明、ただ席でじゃなくて、こういうふうに見てそこで説明をいただくのは、すごく理解も私たちも受けやすいし、そういうことはすごくいいことだと思いますので。特に、私がいま感じるのは、非常にテレビ界に顔のきくランナーズが委託されていますので、ランナーズ等についても、やっぱり湘南マラソンとかああいうときにも大きなPR効果というのは出てくるようなことも考えられますので、そういったところもすごく利用するという、協力していただくのはすごく大事かなというふうなことを考えています。いずれにしても、そういうふうなところを含めて、愛媛県の内子町の道の駅なんかも見てきましたけれども、あれなんかも、こんなところというふうな感じのところでしたけれども、ああいうことも人を呼ぶ大きな要素になりますよ。だからそれは、要は、内子町の農民だとか町民に一つの潤いというか、生きがいを感じさせるようなところ。でも、こんな道の駅でよく物が売れるねというふうな感じも受けてきましたけれど、7億5,000万という売り上げ、そこにはパン屋さんもあったり、レストランもあって、それこそ地元のものしか扱わない。地元のを扱って、そういったところでお客さんがすごく多く集まるというふうなことも感じ

ましたし、そういう観光の中に、そういったものも入れていただきたいなというふうなことを感じましたので、いろんなどこへ飛びますけれども、この町も十分に、東京、横浜に近いところですから、人を呼ぶというのにすごい条件は整っていますので、それをいかに頭で工夫して呼ぶかということを十分に考えていただきたい。それだけを要望しておきます。よろしく願いいたします。答えは結構です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかに。鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 ちょっと3点ほど伺います。1点ずつ。

ブランド戦略戦略の委員会といますか、やっていたらしゃいましたよね。そこら辺で、方針とか結論みたいなのが出て、それはどういうふうに使われているのかを、ちょっと説明してください。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○産業観光課副課長兼観光推進係長【宮崎祐輔君】 産業観光課・宮崎です。お答えいたします。

ブランド戦略につきましては、昨年度までの成果の中で、いま、お示しをしております、大磯を楽しむためのコンセプトというものを定めてまいりました。その中で、個別のキーワードとして9つの価値観という形で表現をしておりますが、自然との共生、地域とのつながり、それと、地産地消であるとか、そういった9つのキーワードの要素を掲げております。これらを基にして、今後、大磯の楽しさ、昔から続けてきたもの、今後残していくものというのを、町民の方と共有していきたいなという展開を図っていきたいというふうに考えております。昨年度、こちらまでまとめました内容を踏まえまして、ことし、これらのキーワードから想起される大磯のブランドメッセージ、ロゴデザインの募集を行ってまいりました。もう締め切りはされておまして、町内外から71件の御応募をいただいております。今後、メッセージの選定を新たな観光の核づくりの協議会の中で進めていって、年度末にこういったメッセージで大磯を外に発信していこう、それと、町内の皆さんと魅力を今後大事にしていくためのキーワードを共有していこうという展開を図ってきたいというふうに考えております。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 鈴木委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 そうすると、その展開というところはこれからということになると、きょう説明をしていただいた25ページ以降のくだいたいどころ辺にあたるのか、それとも、それが全体的にちりばめられる結果になるのか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○産業観光課副課長兼観光推進係長【宮崎祐輔君】 産業観光課・宮崎です。お答えいたします。

スライドでお話をさせていただきますと、27 ページ目のスライド、「発信力の整備」となっております。こちらが、大磯ブランド戦略プランの事業の展開の、今後の進め方の概略となっております。こちら、いま見本でつけているのは、別の市町でつくったものをイメージとしてお示しをしておりますが、大磯の楽しさであるとか魅力、そういったものを絵や写真等を多様して、わかりやすくまとめていくものをつくりたい。それと、大磯の暮らしぶりやライフスタイルを紹介するフリーペーパーというものを引き続き定期刊行していくようなイメージを持っております。こちらを、例えば、町内のイベントのときに配布したり、あるいは、町外で行われている観光キャンペーン等もございます。そういったところで配付をしたり、あるいは情報感度の高い方々が集まるような商業施設、先ほど磯崎のほうからT-S I T Eというようなお話もさせてもらいましたが、そういったところに交渉して、そちらに配架をしていくという形で、大磯の魅力、良さというものを外に発信していきたいというふうに考えています。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ、鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 それでは、2 問目なんですけれども、36 ページのみなとオアシス関係についてちょっと質問します。いま 600 万かけて調査委託をしていますね。その中間取りまとめとか何も聞こえてこないんです。それで何も見えていないんですけれども、このみなとオアシスをつくること自体が、私は、調査結果をいろいろな収支とか何かを考えて、みなとオアシスが本当に維持管理も含めてつながっていくのかどうかという調査委託をしているのだと思っていました。だけれども、いまの説明だと、もうみなとオアシスありきで進んでいるじゃないかという、すごく心配があるんですよ。それで、この調査との関係について、ちょっと説明していただきたいんですけれど。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○産業観光課長【由井 要君】 産業観光課・由井です。

みなとオアシスの御質問でございますが、こちらにつきましては、現在、委託事業の中で、町の中の観光関係の方も含めました関係者の方に入らせていただきまして、みなとオアシスの推進協議会というような会議を立ち上げでございます。現在、2 回目の会議を立ち

上げているところなんです、詳細な会議は、実はこれから本格的に細かいところに入って行くのかなってような状況です。前回の会議のときに、町民の方々から出された意見としましては、もちろん港に駐車場があれば大きい規模がございまして、そこにとめてもらって、港に来てもらうことはもちろんなんです、今回、港から大磯駅までがこれだけコンパクトなところに大磯町が入っているという条件の中で、ぜひ下町のエリアのところもいろいろ、下町については左義長でありますとか、御船祭でありますとか、いろいろな文化継承事業もございまして、下町も昔の漁師町だったように、もう1回活性化していくような、にぎわっていただけるようなそんな話も出ていますところ。我々は、いま、みなとオアシスの建物について、細かい話までは今後の話と思っていますけれども、町全体をそのエリアを含めて、どうやってほかのみなとオアシスとは違う特色を出していきたいというようなお話し合いを進めているところです。こちらにつきましては、また、今後進捗に応じて御報告ができればというようなことを思っております。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 私は、このみなとオアシスの建物を含めて、非常にここは上滑りでいってはいけない部分だと強く感じております。さっき吉川委員のほうからも話がありましたけれども、この間、研修に行った八幡浜市の「みなと」ってところを見てきましたけれども、相当、いろいろ練りあげてつくって、何とか成功している。そこでもリピーターの確保が大変ですって、担当から説明がありました。駐車場はそこは無料でした。道の駅は大体、有料の駐車場ってところはないと思うんですけど、そうすると、この駐車場有料で来てもらうのかとか、そういうことも含めて、お金の計算というところが全然できていないと思うんです。その中で、こうやってもうこれを見れば、進むって感じになってしまっているけれど、私は非常に疑問だということをおし添えておきます。これは、もうありきで進んじやっているんですか。それとも、オアシスの建物について、施設整備をしないってということもあり得る、その選択肢もあるのかどうか、そこだけちょっとちゃんと確認しておきたいと思えます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○政策総務部長【仲手川 孝君】 政策総務部長・仲手川、お答えいたします。

いま、所管の産業観光のほうで動いておりますけれど、これは財政面も絡んでいますので、総括的にわたしのほうで。これにつきましては、みなとオアシスという言葉を使っておりますけれども、既に平成18年につくった大磯港の整備計画に基づいた事業でございま

す。その中で、私も前担当として、前三好町長のころからたびたび質問いただいて、最終的には漁協の建て替えはどうするんだということで方向性はずっとこれまでも示してきました、組合とも、もう五年、六年、七年、八年とずっと話し合いを続けております。唐突にいま、みなとオアシスという言葉が出てきておりますけれども、事業自体は大磯港整備計画の内容を踏襲していると。どういうことをやりますというのは、これは地元の各団体さんですとか、町民の方を交えて話し合っつった計画に基づいて、いま動いているというところがございますので、ですから、ちょっとみなとオアシスという言葉がひとり歩きしているようがございますけれども、内容はこれまでも、その中のソフト事業の一環としてで、民間のほうで大磯市というのを立ち上げていただきましたが、これは、この港の整備に向けての1つのソフトの内容でやっていただいているというふうに私も聞いております。それ以外にも、いそこのいろいろな事業も、これはすべてみなとオアシスに向けた、先行しての事業となっておりますので、繰り返しになりますけれども、唐突に決めているというわけではなくて、もう10年計画でいまやっているというふうに御理解いただきたいと、そのように考えています。

以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 それは私も承知をしております。それで、ちゃんと町民の同意を得られるような整備が進むのかというところは、もっと調査委託のところで、絵が描けるようになるのではないかと考えているんですけれど、その収支が、どこが再建主体になるのかとかいろいろな問題あると思うので、そういうところが見えてこないことが私は非常に危惧を抱いているところです。例えば、前の整備計画では、1,000万かけた調査委託の結果では、あそこに確か200席とかのビアガーデンみたいなのもつくるとかいう、そういうのも出てきたわけですよ。でも、それは非常にちょっと大き過ぎるんじゃないとか、どうやって維持管理できるのかとかいうのがわからない中で、とにかくつくるとかいうのについて、私はちょっと心配をしているところです。時間がありませんので、ちょっとそれだけお伝えしたいと思います。

それで、今度、37ページなんですけれど、ここの一番下に、「まずは住んでいる人が魅力的な暮らしをしているかどうか」というこの書き方、これはちょっと表現を変えたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。というのは、これを見ると、町民が評価をされているというふうにちょっと受けとられかねないなということで、魅力的な暮らし

をしているかどうか、誰かに評価を求めるんですかね。これ、町民がちょっと反発するかもしれないなという心配がありますので、これも意見として聞いておいていただければいいと思いますけれど。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○産業観光課副課長兼観光推進係長【宮崎祐輔君】 産業観光課・宮崎です。お答えいたします。

いまの 37 ページのところのスライドの一番下のところは、住んでいる人が魅力的な暮らしをしているかどうかで、大磯は皆さんそうですよという形で、当日プレゼンをしてこようと思って、この言葉でいま入れているところがあります。ちょっと表現のまとめ方をもう 1 回、資料の補正期間中というところもありますので、いただいた意見を参考に、見せ方をちょっと再考したいというふうに考えます。ありがとうございました。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 補足。どうぞ。

○産業環境部長【岩崎俊一君】 岩崎でございます。

先ほど、鈴木議員からお話がありました、みなとオアシスについてでございますが、あくまでも建物を建てかえるとかそういうことでなくして、大磯町の港を中心とした駅までのエリアすべて全体をみなとオアシスエリアというふうな表現をしております。ですので、港の建物を建てかえるとかそういったことでなくして、先ほど、出てまいりました 200 席云々という話もございます。ただ、先般、今回の調査費とらせていただくときに申し上げたんですが、やはり、過大な建物を建てることによって、逆に後になって、禍根を残してしまうようなことがないようにということを含めた中での、いまは調査でございます。ですので、大磯町の場合のみなとオアシスというのは、まずネーミングをいただいて、それで全国に発信していこうというのがみなとオアシスという計画でございますので、建物を建てて、それが過大な荷物になるとかそういったことでは決してございませんので、御理解いただきたいと思います。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、渡辺委員。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 それでは、いまの続きなんですけれど、さっき仲手川部長がおっしゃった、基本は平成 18 年からの港再整備ですよね。それはちゃんと別箇進んでいて、そのほかに、このオアシス事業というのがソフトで入ってきて、この下町も含めた範囲が広がっているというふうにイメージしたらいいんですか。その辺がちょっとよくわからないんですよね。オアシス事業がいつ認定されるのか。あと、いままでや

ってきた再整備計画とどうやってリンクしていくのか。再整備計画が終わると、建て直したりするわけでしょう。そういうのはもう決まっていると思うんだけど、その辺のことを説明してもらえますか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○産業環境部長【岩崎俊一君】 産業環境部長・岩崎でございます。

みなとオアシスにつきましては、いま、私が先ほど申し上げたように、まず港の周辺、よく道の駅なんかの場合には、その建物、駐車場をとらえて道の駅というふうに申してございます。今回、私どもがいま取り組んでございます、みなとオアシスというのは、全国に88カ所認可されてございます。そういった中で、港を中心とした、港の漁業協同組合の建物ですとか港湾管理事務所を含めた中で、そのエリア一帯を大磯のみなとオアシスエリアですよというふうことを、まず、発信しようと思っています。じゃあ、みなとオアシスになるための条件は何かといったときに、情報発信コーナーですとか休憩施設ですとかトイレとか、そういったものが最低なければいけないわけでございます。そういうものを兼ね備えたものができたら、国土交通省さんのほうに、みなとオアシスとしての認可の申請をします。それによって称号を与えていただいて、そうしますと今度は、国土交通省のデータと申しますか、インターネット等を通じて全国発信ができる。そうすると、大磯にはそういったところがあるんだねと。その次にですが、ただ行ったらお土産が売っているとか、そういったことだけでなくして、大磯のみなとオアシスというのは、先ほど来申し上げております港を中心として、もともとここら辺は漁師町があったんだね、いま空いている家なんかにつきましても、新しいお店ができたとか、新しく移り住んで来た人が新しい商売をしているとかって、そういったものも下町エリアの中に含んで考えていきたいと思っております。ですので、みなとオアシスにつきましては、ソフトの大きなくくりの中で事業を進めている中の一つとして、港再整備計画の中では漁業協同組合の建物が老朽化している、それをやはり建てかえなきゃいけない。それは一施設としての建てかえは、やはり考えていかなければいけないという考えでございます。それで、先ほど出てまいりました、じゃあ建てないこともあるのかということについて、やはり最低必要な施設については建てなきゃいけないと思っています。ただ、過大な施設をつくるということは決して考えてございませんので、それは以前の答弁の中にも身の丈といいますか、地に足のついた建物を建てていくという計画で動いてございます。

以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 過大な施設とか何とか言っている場合じゃなくて、だって、中途半端な物をつくってもしようがないわけでしょ。やるときはちゃんとやらなきゃいけないわけじゃないですか。ちゃんとこれを発信してずっと続いていかなきゃいけないわけだから、なんかこの辺で、お金がもったいないからとかそういうことになってくるのは、またちょっと変だと思ひ、私は聞いていて。みなとオアシスっていうのは、全体の中のソフト事業のことをいっているの、今までのいろいろ計画が変わってきたけれど、それが基本的にあって港の再整備をちゃんとするんだよってというところで 18 年から続いていて。ただ、エリアが駅からずっと広がって、町中でも皆さんに楽しんでいただけるような、そういう標識とか何かをつくって、それがうまくいくかわからないけれど、そういうことをやりたいということで考えていいわけなんですね。

先ほど何か、大磯プリンスホテルと大磯駅と連携してソフト事業を行うとか言っていたけれど、また、そこの中に入ってくるんですか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○産業観光課副課長兼観光推進係長【宮崎祐輔君】 産業観光課・宮崎です。お答えいたします。

例えば、JR大磯駅は電車で大磯に来られる方の大磯町内の起点になります。大磯港については車で大磯を楽しんでいただく方のスタート地点ということで考えています。今回、オブジェめぐりをやったときも、JRさんのほうと連携がとれたというところがあります。例えば、電車に乗って大磯に降りていただく方が増えれば、JRさんとの連携というのもやりやすくなるのかな、大磯に人を呼ぶ事業を我々も考えたい、JRさんと一緒に考えていくことができないかといったような投げかけ、あるいは、プリンスホテルさんについてもここでリニューアルをして多くの方が来ていただける施設となつてまいりますので、例えば、町内の左義長であるとか国府祭であるとかといった体験プログラムとの連携であるとか、港で事業等を今後行っていく場合の事業の連携であるとか、そういったところを一緒に探っていきたい、そういった形で他の資源との連携というところを探っていきたいと考えています。以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 全然、答弁漏れなんだけれど。それはわかりましたけれど、じゃあさっきのみなとオアシスの認定というのはいつとれるんですか。みな

とオアシスの認定と港再整備の計画とどうやってリンクしていくのか分かんないから、ちょっともう1回。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○産業観光課長【由井 要君】 産業観光課・由井です。

まず、みなとオアシスの認定時期なんですけど、こちらにつきましては、東京オリンピックが平成32年ですので、その前年の31年度を目標に、いま動きをとっているところです。それと、大磯港の神奈川県活性化整備計画、こちらにつきましては、18年に作成されて10年計画ですので、更新の時期に来てございます。今回、みなとオアシスの整備事業を進めるに当たりまして、神奈川県さんのほうも一緒に作業に加わっていただいて、情報共有をしている中で、神奈川県さんのほうでもここで計画が切れるに当たって、更新の作業を考えているというようなことをおっしゃってございましたので、その辺につきましても、28年度末でしょうか、更新の作業が出てくると思いますので、その辺も情報共有しながら、神奈川県さんのほうと連携を図っていきたいというふうに思っております。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 だから、それはその計画がそのまま進んでいて、このみなとオアシスは別物っていうか、リンクしちゃうわけ。再整備計画はもっと延びるんですか、30年。その辺を聞きたいんです。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○産業観光課長【由井 要君】 産業観光課。由井です。

申し訳ございません。神奈川県活性化整備計画につきましては、現在まだ、先ほどの大磯港の漁業協同組合の建てかえであるとか飛砂防止計画、それと、ビジターバスといった事業がまだ残ってございますので、その辺の今後の計画を立てていくというようなことを聞いてございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 そうすると、みなとオアシスと認定するとどんな事業をやるんですか。もっとちゃんと教えてくださいよ。再整備計画とどういうふうに違っているのか聞いているんだけど、ちょっと私頭があんまりよくないので、わかりやすく教えていただかないと、全然頭の中の整理ができないので、ちゃんと交通整備していただければなと思うんですけど。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 副町長、どうぞ。

○副町長【栗原匡賢君】 個別の話はいま担当のほうから答えましたので、大まかな話をさせていただきます。まず、渡辺委員のおっしゃっている県の計画とどういう整合性を保つか、これについては、いまお話がありましたように、10カ年計画はほぼ終了ということになります。ただ、県が最初に計画を立てたものは全て成立したわけじゃない、中身ができていないわけじゃないので、今後、県がどう考えるかはまだ定かではないんですが、恐らく期間を延ばすとか、また新たな計画を立てる、そのようなことは今後県のほうが能動的に出てくると思います。ただ、現在の動きとして、観光の核づくり、この動きから始まりまして、みなとオアシスをつくっていこうというのは、国とも絡めまして、国・県・町で一体になって、いま申請の活動をやろうとしています。そういう意味では、このみなとオアシスのことを、どう県が取り組んでいくかはまだ見えてない部分でありまして、今後は、恐らくは県がもし新しい計画をつくるとしたら、このことも当然入ってくるだろう、こういうふうに思っておりますが、もともと国・県・町で一緒にやっているものですから、その辺のところは、整合性は保てると思っております。先ほど来、いろんなことで、このみなとオアシスの必要性も議論されておりますが、もともとはこの25年2月でしたか、県に対して、第四の観光の核づくりの認定をいただいてから、この作業は始まっております。国が入っていた関係もございまして、国土交通省の一番使いやすいっていうんでしょうか。一番、我々財源のない町にとって有利な方法、補助金をとること、それから広報のこのことを含めて、一番いい方法はみなとオアシスという認定を受けることだろうということです。道の駅でもない、みなとオアシスにしたわけです。実は、ちょっと外れますが、道の駅というのは、無料施設でないとだめなんです。それから、考え方が道路通行者のお休み所という考え方なんです。だから、大磯港は当てはまらないんです、道の駅は。そういう意味で、国のほうからの助言も得て、みなとオアシスということで認定を求めようとしています。ここは有料の駐車場でもよいということを聞いておりますので、我々ができる限り、国の補助金をもらいながら、この観光の核づくりのにぎわいの拠点として、大磯町にとっては、にぎわいの拠点はここしかございません。こういうことで、つくっていいこう、しかも、これまでごらんになったのは八幡浜ですか、そういう所とはちょっと違った、やはりエリアを広げて、町なかにそういうものを、全体をにぎわう施設をつくっていく。それから、もともとの目的が住んでいただきたいということで、観光とは何かというのは、東海大の学生も含めて議論したりしましたところ、やはり最終的な結論は住みたい町、大磯をつくるのが観光である。こういう提言をしましたので、住みたい町に向か

って、この作業は進んでおります。このプレゼンテーションをするについても、職員と議論しました。何のためにこれをやっているのだと。それは何よりも、やっぱり住んでほしいという、いろんな人に住んでいただきたい。いま住んでいる人もいい思いをしてもらいたいですけれども、さらに、外からもより住んでもらいたいという形で、プレゼンしていきこうよという形で最初に議論を行ないました。ですから、大磯市からスピノフされて町なかに店を構えている方々は本当にありがたい話です。こういう事例を、県のほうに示して、知事のほうにも示して、補助金、交付金獲得活動をやっていききたいなど、こういうふうに思っております。いずれにしても、こういう全体の動きの中で全て動いておりますので、こういう連携、大磯プリンスホテルとの連携、それからJRとの連携、そういうのも全部含んでおまして、この推進協議会の中には、プリンスホテルもオブザーバーですけど参加しております。JRも参加しております。あとは、中日本高速鉄道も参加しています。そういう意味で、一大磯だけの動きではなくて、全体の動きをとらえながら、このにぎわいだけの施設をつくっていきこうと、こういうふうを考えてございます。

以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 いまの副町長の話で、大体その方向性というのが、今までやってきた計画がどういうふうになってきて、これからどういうふうに進んでいくんだという流れのようなものが大体わかったかと思います。だから、10年間かけてやってきたけれど、10年間の間に時代も変わってしまって、これの計画が実現するかまだわからないと。だから、その計画はいままで何やっていたのかなって感じになるかもわからないけれど、もっといい方法で、これからの時代に合わせた計画にシフトするかもしれないと、そういうことで理解していいんですか、大体の中で。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 副町長。

○副町長【栗原匡賢君】 おっしゃるとおりでございます。当然時代の変遷がありますから、10年間という非常に長い時間ですから、これだけでいろんな時代が変わるときに、いつまでも昔の計画でいるということは絶対にありません。今後、県のほうもどういう形でこの計画と整合性をとっていくかはちょっとまだ定かではないですが、町としてはあくまでも観光の核づくりの中の大きな事業の1つの成功の体験としてやっていきたいなど、こういうふうを考えております。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 大体、わかりました。

それともう1つね、先ほどの37ページのところの、「住んでいる人が魅力的な暮らしをしているかどうか」というところで、プレゼンの中でこの言い方を考えますとおっしゃたけれど、やっぱりそうだなと思うんですよ。普通の暮らしをみんなしているわけですよ。だから、魅力的な暮らしをしている人もいるかもしれないけれど、こういうところの言い方ってすごく難しいかなと思いますよ。だから、その辺、プレゼンをどういうふうにされるかわからないけれど、魅力的な暮らしっていう意味合いをもうちょっと具体的に、本当に普通に安心して暮らせるというか、ちゃんと子育てができて、特別なことをしなくてもちゃんと暮らしていけるっていうことが大事だと思うんですよ。だから、魅力的な何かがないといけないわけでもないから、その辺のところのプレゼンの仕方って、ちょっとやっぱり考えたほうがいいかなと思いますので、工夫していただければと思います。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○産業環境部長【岩崎俊一君】 産業環境部長・岩崎でございます。

いま、二議員の方からの、疑問符的にとれてしまう言葉の表現については、考えなければいけないと思います。ただ、人に来てねと言ったときに、住んでいる私がこの町が好きなんだよ、誰よりもこの町が一番暮らしいんだよということをやっぱり発信しないと自分が満足してないことについては、人には進められないと思いますので、この表現がちょっと誤解を受けてしまうのであれば、やはりちょっと手直しはする必要があるのかと思いましたので、ありがとうございました。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかにございますか。どうぞ。確認ですね。

○総務建設常任委員会委員【玉虫志保実君】 このプレゼンの資料に使われている写真で、このステンドグラスのところとか西村さんのお宅とか、使うということはちゃんと許可をとってらっしゃるのでしょうか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○産業観光課副課長兼観光推進係長【宮崎祐輔君】 産業観光課・宮崎です。お答えします。

一応、写真を使わせていただくに当たっては、お声はかけさせていただいて、了解はいただいております。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【玉虫志保実君】 ほかの大磯市の作家さんの作品とか、その辺も一応話は通しているのでしょうか。ガラスとか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○産業観光課副課長兼観光推進係長【宮崎祐輔君】 産業観光課・宮崎です。お答えいたします。

こちらの写真も、今回初めて使ったものばかりでもございません。別のプレゼン等で用いたもの等もございまして、その際にお話はさせていただいてる写真等を使わせていただいております。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【玉虫志保実君】 今回のプレゼンはこの写真でいくと思うんですが、先ほどの、大磯に住んで、新しくお店を始めた長岡肉屋さんのところとかのお店構えもどんどん変化しているみたいなので、その辺新しく、機会があったら更新していったほうがいいかなっていうのと、鳴立庵とかに関しても茶室の整備はいいんですが、いま、茶室の中の喫茶とかも始まったりして、あんぱんを飾るよりかは雰囲気はそっちのほうがいいのかみたいな、やっぱりいいイメージのものを提案していったほうがいいと思うんですよね。先ほども、よその町の構図を出すよりは、とりあえず自分の町で探して、どこかあればみたいな。だから、まだまだこれきつと続くんだと思うので、常時気がついたら写真は更新していったほうがいいなと思いますが、どうでしょうか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○産業観光課副課長兼観光推進係長【宮崎祐輔君】 産業観光課・宮崎です。お答えいたします。

こちらの茶室の写真も、いろいろ内部でも検討・議論はしまして、外観の部分を今回改修というところでやらせていただいた部分が大きかったのもありますので、写真については、こちらの茶室の写真を使わせていただいたというところでございます。また、各商店の写真は都度、更新の写真等もおさえていきたいというふうに思います。先ほどの自転車のナビラインについては、町内でまだ引かれてるエリアがございませんので、どうしてもちょっと他の事例というところで今回は入れさせていただいたというところで御理解いただければと思います。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【玉虫志保実君】 大磯に引っ越して来てお店をつくった例が出ているんですが、Uターンになるのかな、要するに、代変わりして若い息子とか娘が頑張ろうっていう店がちょっとでき始めているみたいなので、三引屋さんとかそうなんですけれど、そういうのも今度は、よそから来ただけじゃなくて、地元の若者が始めたみたいなのもプラスしていくといいんじゃないかと思います。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 これは質問ですか。御意見ですか。

○総務建設常任委員会委員【玉虫志保実君】 意見で。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 ほかにございますか。

議題（４） その他

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 議題（４）「その他」といたしまして、御意見何かございましたら、お願いいたします。

なければ、これをもちまして総務建設常任委員会協議会を閉会いたしたいと思います。

本日はどうも御苦労さまでした。

これをもちまして終了とさせていただきます。

（午前 11 時 58 分） 閉会
